

平成 26 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

目次

第1章 総論	1
第1節 原子力規制委員会の組織	1
第2節 平成26年度の主な活動	5
第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組	7
第1節 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実	7
第2節 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し	10
第3節 マネジメントシステムの構築	11
第4節 国際機関及び諸外国の原子力規制機関との連携・協力	12
第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度	22
第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	23
第1節 原子炉等規制法に係る規制制度等の継続的改善	23
第2節 全国の原子力施設の審査・検査等の状況	26
第3節 原子力発電所敷地内破砕帯の調査	50
第4節 放射性同位元素等による放射線障害の防止	52
第5節 安全文化醸成への取組	55
第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	56
第1節 中期的リスクの低減目標マップ	56
第2節 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査等	57
第3節 特定原子力施設に係る事故・故障等への対応	61
第4節 事故の分析	65
第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	67
第1節 規制基準等の継続的改善	67
第2節 原子力安全研究の推進	71
第3節 人材の確保・専門性の向上	73
第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	76
第1節 核セキュリティに係る取組	76
第2節 保障措置に係る取組	82
第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実	83
第1節 原子力災害対策に係る取組	83
第2節 緊急時対応への取組	85
第3節 放射線モニタリングの充実	86
第4節 事故・故障等への対応	90
付章 平成26年度の活動実績（資料）	94
第1節 原子力規制委員会の開催実績	94
第2節 各種検討会合等の実績	106

第1章 総論

第1節 原子力規制委員会の組織

原子力規制委員会は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は各関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成 24 年 9 月に設置された。平成 25 年 4 月からは、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。また、平成 26 年 3 月 1 日には、原子力規制委員会全体の専門性を向上させるため、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

表 1 原子力規制委員会の主な所掌事務

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 原子力利用における安全の確保（原子力に係る事業・施設、核燃料物質等の使用等に関する規制）(2) 核物質防護（核セキュリティ）に関する規制、関係省庁の事務の調整(3) 放射線モニタリングに関する関係省庁の事務の調整(4) 原子力利用における安全の確保に関する人材育成(5) 原子炉の運転等に起因する事故やその被害の原因究明(6) 原子力災害対策指針の策定等(7) 国際約束に基づく保障措置に関する規制(8) 放射線による障害の防止（放射性同位元素等の規制）(9) 放射線モニタリングの実施 <p>※(7)～(9)の事務は平成 25 年 4 月から所掌している。</p> |
|---|

1. 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念を定めた。ここでは、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」という使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する 5 つの活動原則を掲げている。

表 2 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

2. 委員長・委員

原子力規制委員会は、委員長及び4人の委員から構成され、平成26年度中、原子力規制委員会を65回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。

また、平成26年9月18日には、島崎邦彦委員及び大島賢三委員が任期満了を迎え退任し、平成26年9月19日より、新しく田中知委員及び石渡明委員が着任しており、平成26年度第28回原子力規制委員会において、委員長の職務を代理する委員の順位について決定した。

表2 原子力規制委員会委員長・原子力規制委員会委員

	～平成26年9月18日	平成26年9月19日～
委員長	田中 俊一 (任期5年)	田中 俊一 (任期5年)
委員 (委員長代理)	島崎 邦彦 (任期2年)	更田 豊志 (任期3年)
委員 (委員長代理第二位)	更田 豊志 (任期3年)	田中 知 (任期5年)
委員 (委員長代理第三位)	中村 佳代子 (任期3年)	中村 佳代子 (任期3年)
委員 (委員長代理第四位)	大島 賢三 (任期2年)	石渡 明 (任期5年)

3. 原子力規制庁の組織

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が、人材育成・研修機能は原子力安全人材育成センター（施設等機関）が担う。平成27年3月末現在の定員は964名、26年度予算は63,172*百万円（補正後）である。（表3、図1参照）

表3 原子力規制委員会の平成26年度予算（補正後）の内訳
（百万円）

	平成26年度 予算額（補正後）
一般会計	8,956
エネルギー対策特別会計	48,765
東日本大震災復興特別会計*	5,451
合 計	63,172

※すべて復興庁に一括して計上されている。

* 復興庁に計上されている東日本大震災復興特別会計を含む。

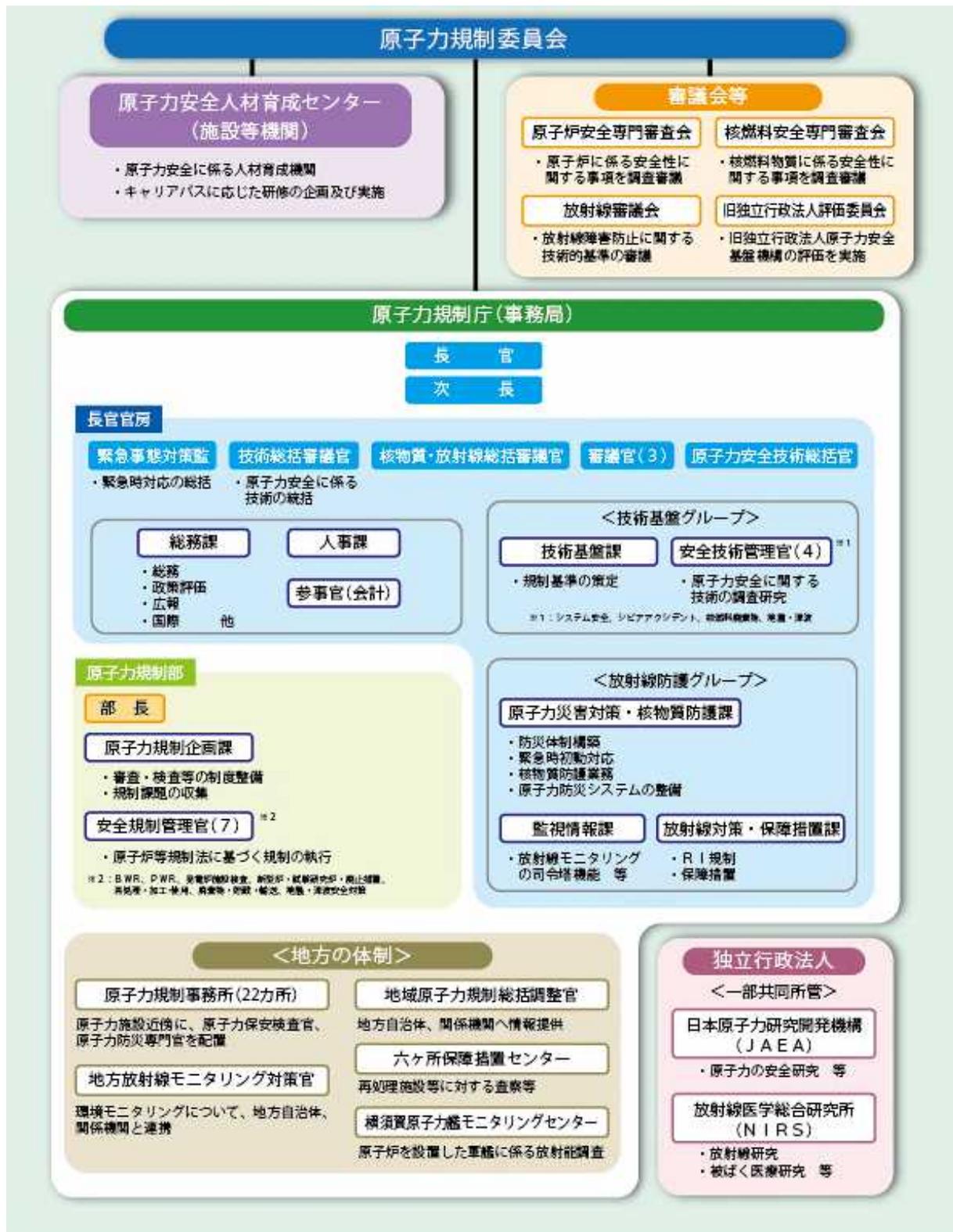


図1 原子力規制委員会の組織 (平成27年3月末現在)

第2節 平成 26 年度の主な活動

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保すること等を組織理念として、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けて取り組んだ。具体的には、適合性審査の結果について、立地自治体で説明を行い、また、審査結果についてのビデオを作成するなど、コミュニケーションの充実に努めた。さらに、原子力規制の向上のため、IAEA¹の総合規制評価サービス（IRRS²）の受入れを進めた。このほか、国際アドバイザーとの意見交換等を通じ、原子力規制に関する経験や知見を積極的に取り入れるよう努めた。

新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉については 11 の事業者から 24 基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等については 8 の事業者から 16 の施設に係る申請が出されており、順次審査を進めた。このうち、九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）1号炉・2号炉に対しては平成 26 年 9 月 10 日付けで設置変更許可を行うとともに、3月 18 日付けで 1 号炉に係る工事計画を認可し、また、関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）3号炉・4号炉に対しては 2 月 12 日付けで、設置変更の許可を行った。また、旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施した。そのうち、敦賀発電所、東北電力東通発電所については、評価書を取りまとめ、原子力規制委員会に報告し有識者会合を終了した。さらに、安全性向上に関する取組の促進等を図るため、平成 26 年 10 月以降、九州電力株式会社を皮切りに平成 27 年 5 月末までに合計 8 社の原子力事業者の経営責任者と意見交換を行った。

¹ International Atomic Energy Agency

² Integrated Regulatory Review Service

東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、原子力規制委員会は規制組織としての立場から、積極的な監視・指導を行うと同時に、周辺地域のモニタリングに取り組んだ。また、安全上の観点からの優先順位を明確にし、完了した措置と引き続き対策が必要な措置がわかるようにするための「中期的リスクの低減目標マップ（平成 27 年 2 月版）」を決定した。今後も、当該マップを定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととしている。

世界で最も高いレベルの原子力規制を実現するため、原子力規制委員会では、科学的・技術的知見を蓄積していくこととしており、国内外の研究機関と連携した安全研究を実施した。また、実効ある原子力規制を遂行するため、新規採用に加えて、実務経験者の採用を随時実施するとともに、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を平成 26 年 6 月に決定し、職員の力量向上に向け、知識管理・技術伝承の取組や、研修用プラントシュミレータの整備等を開始した。

核セキュリティ対策の強化について、原子力規制委員会は、平成 27 年 1 月、自らの核セキュリティ文化の醸成のための活動に関する行動指針を決定した。また、国際的要請への対応として、平成 27 年 2 月、IAEA 国際核物質防護諮問サービス（IPPAS³）ミッションを受け入れた。今後示される正式報告書の勧告事項や助言事項について、適切な措置を講じることとしている。

原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実について、原子力規制委員会では、平成 24 年に原子力災害対策特別措置法に基づき「原子力災害対策指針」を策定し、その充実に努めており、平成 26 年 10 月以降、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策等について検討を行い、平成 27 年 4 月には、パブリックコメントの結果を踏まえ、当該指針の改定を行った。また、原子力施設立地県に新たに 5 つの地方放射線モニタリング対策官事務所を増設するなど、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応として、「総合モニタリング計画」に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供した。

³ International Physical Protection Advisory Service

第2章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

第1節 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実

1. 独立性の確保、コミュニケーションの充実

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関において、組織理念の重要な要素として掲げられている。一方で、規制機関が孤立し、独善的な判断に陥ることになってはならない。このため、独立性の高いいわゆる「3条委員会」として設置された原子力規制委員会は、平成24年度に定めた行動原則において、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。」を掲げる一方で、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」ことも行動原則としている。

こうした原則の下、原子力規制委員会は、前年度に引き続き、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行った。また、国内の幅広い意見を聴くため、前年度に引き続き、各種検討会合等において外部有識者に参加いただくとともに、関係事業者からのヒアリングも積極的に実施した。

また、規制者と被規制者の間で、規制内容について理解を深め、また、緊急時における迅速な対応をとるための関係を構築するため、透明性を確保することを前提に、被規制者との面談を積極的に実施した。

さらに、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針の改定等に向けて、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づくパブリックコメント及び同法に基づかないパブリックコメントを14件実施し、広く国民の意見を募集して、当該意見に対する原子力規制委員会の考え方を公表した。

このほか、前年度に引き続き、原子力規制委員会ウェブサイト内の意見受付用ページやコールセンターを運用し、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えており、1日平均で、ウェブサイト内のページに約6件、コールセンターに約15件の意見・質問が寄せられた。

また、川内原子力発電所の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である鹿

児島県内の市町計 5 箇所で開催された住民説明会に出席し、審査結果の説明を行った。さらに、高浜発電所の原子炉設置変更許可後には、審査結果に関する説明ビデオを作成し、高浜町のケーブルテレビ及び原子力規制委員会のウェブサイトで公表した。このほか、地方公共団体等からの求めに応じて、地方議会等で審査結果について説明を行った。

2. 中立性の確保

原子力規制の信頼を回復するためには、意思決定に関与する者の中立性を確保することが不可欠である。このため、原子力規制委員会は、平成 24 年度第 1 回委員会（平成 24 年 9 月 19 日）において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を定め、委員長及び委員の、在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や就任前直近 3 年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めており、平成 26 年 9 月 19 日に新たに就任した田中知委員及び石渡明委員に係る情報は、就任日に公開した。従前から就任している田中委員長及び他の委員に係る情報は人事案が国会に提示された際に公開している。

また、平成 24 年度第 4 回原子力規制委員会（平成 24 年 10 月 10 日）においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を定め、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について、事業者との関係に関する情報の公開を徹底することとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合に外部有識者を活用する際には、当該外部有識者に、直近 3 年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として 1 年度当たり 50 万円以上の報酬の受領、当該個別施設の過去の審査への関与がないことを確認し、外部有識者として選定することとした。原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会委員の任命に当たっても、同様の要件等を定めた。

平成 26 年度においては、前年度に引き続き、この要件等に基づいて、各種検討会合等に属する外部有識者から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ウェブサイトに掲載し、公開した。

3. 透明性の確保

原子力規制行政に対する信頼を回復するためには、意思決定過程の透明性を確保することが重要である。原子力規制委員会は、意思決定までの経緯及び議論の内容を明らかにするため、原子力規制委員会が発足した平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）で決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」で、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針として定めた。また、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等の議事、議事録及び資料を原則として公開することとした。

原子力規制委員会は、平成 26 年度も引き続き同方針に基づいて、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せや原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告した。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開した。

また、原子力規制委員会は、原子力規制委員会及び検討会合等を、前年度に引き続き、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」及び「原子力規制委員会議事運営要領」等に基づき、原則として公開で開催した。また、インターネット動画サイトの「YouTube」及び「niconico」において、委員会及び各種検討会合等を生中継するとともに、生中継しないものに関しても、録画及び要約版の公開を行った。さらに、前年度に引き続き、動画視聴者の利便を図るため、委員会及び検討会合等の資料を会議の開始と同時に原子力規制委員会ウェブサイトで見られるよう掲載するとともに、議事録についても、委員会については開催の翌日、各種検討会合等については、開催から 1 週間後を目途にウェブサイトに掲載した。

また、前年度に引き続き、原子力規制委員会委員長定例記者会見を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回、それぞれ実施した。（平成 26 年度中に延べ 148 回の記者会見を実施）。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等と同様に生中継、録画の公開を行い、議事録については、可能な限り原子力規制委員会委員長会見は同日中、原子力規制庁定例ブリーフィングは翌日中にウェブサイトに掲載した。

第2節 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し

平成26年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会職員が内閣府職員を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足した。一方で、原子力規制委員会としても従前の放射線防護対策部を廃止し、新しく核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置した（図1参照）。

また、平成27年1月15日には、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制を充実・強化するため、5人の定員を措置した。

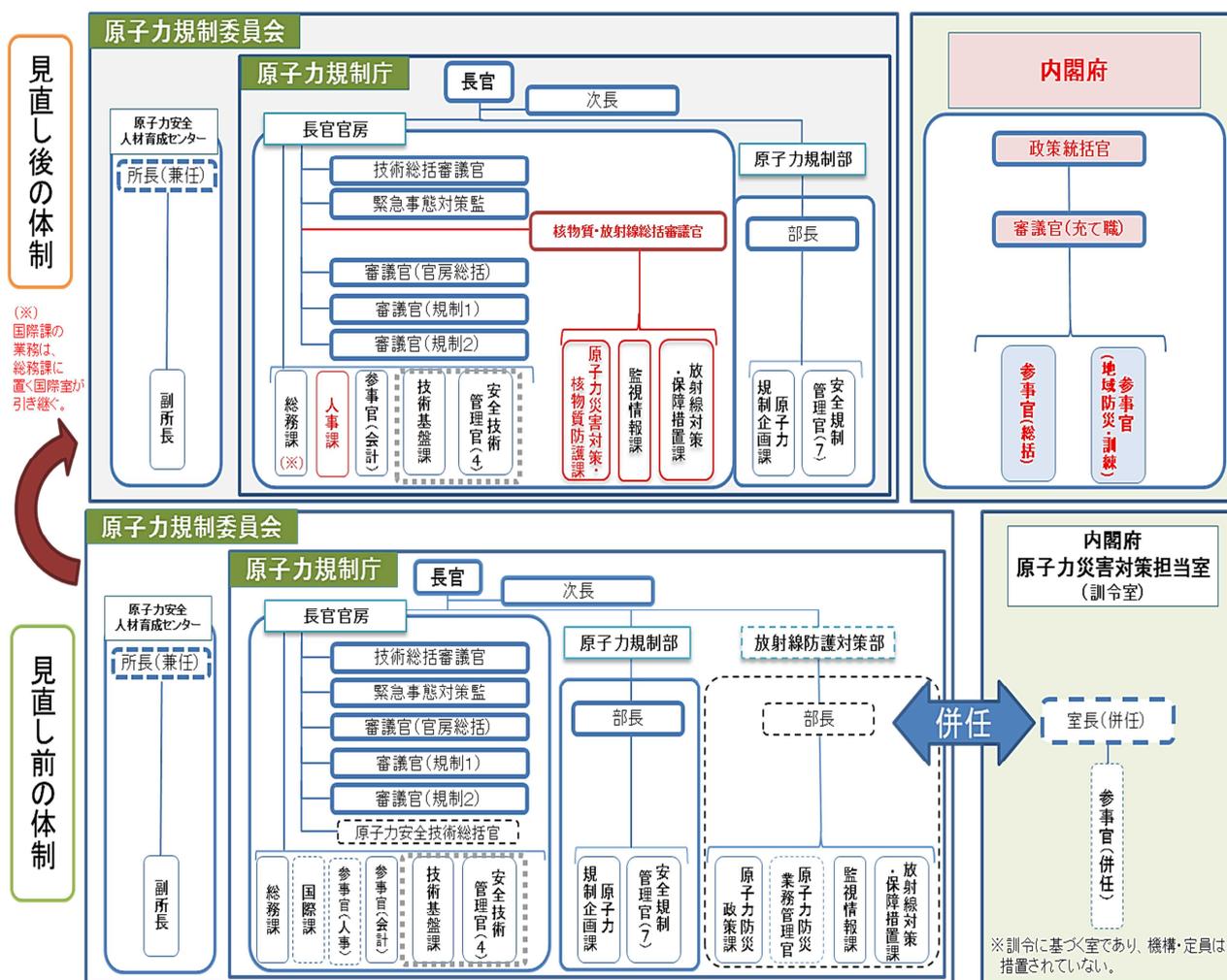


図2 原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて

第3節 マネジメントシステムの構築

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法の任務を達成し、原子力利用における安全の確保を図ると同時に、品質、セキュリティ等各種のマネジメント要素を効果的に統合したマネジメントシステムを構築するため、平成26年度第22回原子力規制委員会（平成26年9月3日）において原子力規制委員会マネジメント規程を決定した。

当該マネジメントシステムを実効的に運用するに当たり、平成26年10月1日より6か月間の試運用を実施し、マネジメント規程の適合性及び妥当性を検証するプロセスを経て、平成27年4月1日より本格的に運用を開始した。

また、本格運用に向けて、組織理念に基づく中期目標（平成27年より5か年目標）を平成26年度第56回原子力規制委員会（平成27年2月12日）において決定し、さらに、中期目標に基づく平成27年度の年度重点計画を平成26年度第65回原子力規制委員会（平成27年3月25日）において決定した。

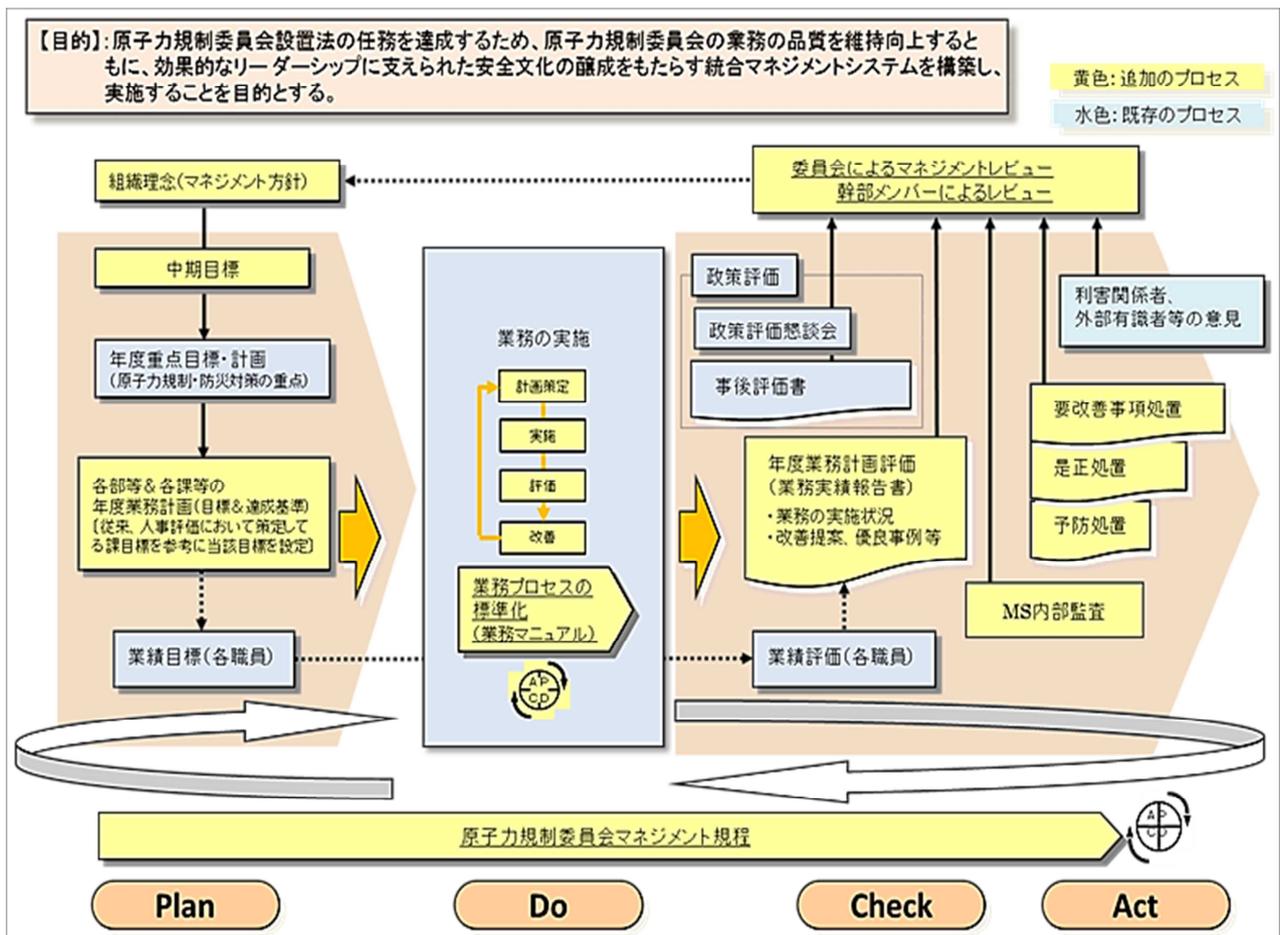


図3 原子力規制委員会のマネジメントシステム体系

第4節 国際機関及び諸外国の原子力規制機関との連携・協力

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のため、国際機関及び諸外国の原子力規制機関と積極的に連携・協力を進めてきた。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓、国際的な安全基準及び最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力規制への取組状況を積極的に情報発信した。また、諸外国の原子力規制に係る経験や知見を積極的に取り入れ、これを国内の規制基準等に反映させることに努めた。

1. IAEA、OECD/NEA 等の国際機関との連携

原子力規制委員会は、国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構／原子力機関（OECD⁴/NEA⁵）等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通して我が国の知見、経験の国際社会への共有を図るとともに、得られた成果を国内の原子力規制の向上に活かしている。

（1）IAEA、OECD/NEA 等が主催する各種会合への出席等

原子力規制委員会委員は、下記の国際会議等に参加し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見、教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報及び意見交換を行った。

⁴ Organisation for Economic Co-operation and Development

⁵ Nuclear Energy Agency

表 4 原子力規制委員会委員による各種会合等への参加実績

日付	各種会合等の名称（場所）	出席した委員
平成 26 年 4 月 8 日	OECD/NEA 「国際的な原子力安全の強化に関する国際会議」（東京）	田中委員長 更田委員 大島委員
平成 26 年 9 月 22 日	IAEA 総会（オーストリア・ウィーン）	田中委員長
平成 26 年 10 月 21 日、22 日	IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG ⁶ ）（ウィーン）	更田委員
平成 26 年 10 月 23 日、24 日	IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故包括的報告書に関する諮問委員会（ITAG ⁷ ）（ウィーン）	更田委員
平成 26 年 11 月 3 日、4 日	IAEA 安全基準委員会（CSS ⁸ ）（ウィーン）	更田委員
平成 26 年 12 月 1 日～3 日	IAEA・国際労働機関（ILO ⁹ ）共催「職業被ばくに関する国際会議」（ウィーン）	中村委員
平成 26 年 12 月 4 日	IAEA 環境研究所の訪問（モナコ）	中村委員
平成 27 年 2 月 23 日、24 日	ITAG（ウィーン）	更田委員
平成 27 年 3 月 9 日	OECD/NEA 原子力施設安全委員会（CSNI ¹⁰ ）ビューロ会合（米国）	更田委員
平成 27 年 3 月 10 日	OECD/NEA 原子力規制活動委員会（CNRA ¹¹ ）・CSNI 合同ビューロ会合（米国）	更田委員

（2）IAEA 及び OECD/NEA 事務局長との意見交換

田中委員長は、天野 IAEA 事務局長と平成 26 年 9 月の IAEA 総会時など複数回にわたって意見交換を実施した。また、マグウッド OECD/NEA 事務局長とは平成 26 年 11 月及び平成 27 年 2 月に意見交換を実施した。

具体的には、原子力規制委員会の組織改編や新規規制基準への適合性審査の状況等について紹介するとともに、両国際機関との緊密な連携の継続を約束するなどした。

⁶ International Nuclear Safety Advisory Group

⁷ International Technical Advisory Group

⁸ Commission on Safety Standards

⁹ International Labour Organization

¹⁰ Committee on the Safety of Nuclear Installations

¹¹ Committee of Nuclear Regulatory Activities

(3) OECD/NEA 主催の国際会議の日本での開催について

①「国際的な原子力安全の強化に関する国際会議」

平成 26 年 4 月 8 日、東京にて、OECD/NEA 主催の「国際的な原子力安全の強化に関する国際会議 (International Conference on Global Nuclear Safety Enhancement)」が開催された。平成 26 年は日本の OECD 加盟 50 周年にあたり、各種記念行事が行われる中、本会議もその一環として開催された。国際的な原子力安全及び規制強化の進展をレビューすることを目的とし、各国の規制当局の幹部職員や専門家が講演を行った。原子力規制委員会からは、田中委員長が開会挨拶を行い、大島委員が全体議長を務めるとともに、更田委員が講演を行った。

②「第 7 回放射線防護体系の進展に関するアジア会議」

放射線防護体系の進展のため、東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえ、様々な課題を抽出し、アジア諸国をはじめとする関係者に対して今回の事故の経験を共有することを目的とした、OECD/NEA の放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH) 主催 (文部科学省、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所共催) の「第 7 回放射線防護体系の進展に関するアジア会議」が平成 27 年 1 月 8 日から 9 日まで東京にて開催された。原子力規制委員会からは、中村委員が開会挨拶を行った。

(4) IAEA の総合規制評価サービス (IRRS) の受入れ状況について

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価 (レビュー) の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューとして、総合規制評価サービス (IRRS) を実施している。原子力規制委員会は、平成 27 年末を目途として IRRS を受け入れることを平成 25 年 12 月に決定し、IAEA 事務局に対しミッションの招請を行った。IRRS を受け入れる準備のため、平成 26 年 5 月に原子力規制庁内に IRRS 対応室を設置した。同月 13 日～16 日には IRRS 自己評価書作成に関する IAEA ワークショップが東京で開催され、IAEA 実務担当者が、IRRS の目的や内容、留意事項、自己評価の進め方等について講演した。

本ワークショップ後、IRRS のレビューを受ける各種テーマに関する自己評価を開始し、自己評価書の作成及び自己評価の過程で浮き彫りにされた課題に対する改善措置の実施に取り組むなど、IRRS の受入れに必要な各種作業を進めているところである。

(5) IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS)

IPPAS は、IRRS 同様、IAEA が加盟国に対して行うレビューの一つであり、IAEA が加盟国の核物質防護措置をチェックし助言を行うものである。平成 26 年 6 月 30 日～7 月 1 日、東京にて準備会合が開催され、平成 27 年 2 月 16 日～27 日に IPPAS ミッションが実施された。(詳細は第 6 章に記載)

(6) IAEA との協力事業を含む海洋モニタリングについての情報発信

原子力規制委員会では国際的な情報発信の一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海洋モニタリングの結果¹²(F1 Issues、Sea Area Monitoring)を定期的に公表している。

原子力規制委員会及び IAEA は、我が国の海洋モニタリングに関する協力についての合意に基づき、複数の分析機関が参加する分析結果の相互比較や分析機関の力量評価を開始した。(詳細は第 7 章に記載)

2. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

(1) 原子力の安全に関する条約 (原子力安全条約)

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に定められた、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合(検討会合)への参加などの活動(いわゆる条約プロセス)を行っている。

最新となる第 6 回国別報告(平成 25 年 8 月提出)では、原子力規制委員会の組織体制、平成 25 年 7 月に施行された原子炉施設に関する新規制基準や新しい原子力災害対策指針等に基づく原子力規制委員会の活動等を報告した。

上記国別報告について締約国間で議論する第 6 回検討会合が、平成 26 年 3 月 24 日から 4 月 4 日までオーストリア・ウィーンにて開催され、我が国からは原子力規制委員会、外務省及び事業者の代表が日本国政府代表団として参加した。我が国の国別報告については、向上した能力を有する独立した規制機関の設置、強化された規制基準、既設プラントへのバックフィットの導入等について、他の締約国から高い評価を受けた。一方、東京電力福島第一原子力発電所の安定化、汚染水処理、バックフィット措置の実施、対話を通じた事業者の安全文化の向上、マネジメントシステムと人材育成の向上、検査機能の改善等の課題が指摘された。原子力規制委員会は、これらの課題について、次回の第 7 回条約プロセス(平成 26 年～平成 29 年)において可能な限り解決すべく、積極的に

¹² <http://www.nsr.go.jp/english/f1issues/index.html>

取り組んでいる。

(2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理のすべての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。

原子力規制委員会は、他の関係機関（外務省及び経済産業省）とともに条約に定められた国別報告の作成、ピア・レビュー等を行っている。

平成 26 年 10 月に提出した第 5 回国別報告では、原子力規制委員会の組織・役割、原子力利用の規制に係る法令及び新規制基準、使用済燃料及び放射性廃棄物の規制に関する原子力規制委員会の取組等を報告した。

(3) 原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国会合（権限当局会合）は 2 年ごとに開催され、直近では、平成 26 年 5 月に締約国会合が開催された。外務省を中心に原子力規制庁も参加した。

(4) 核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得および使用から守ることを求めている。平成 17 年 7 月に本条約の改正が採択され、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵および輸送並びに原子力施設に拡大された。（詳細は第 6 章に記載）

また、核テロリズム防止条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としたものである。原子力規制委員会は、我が国が締約している本条約の実施に関わっている。

3. 諸外国原子力規制機関との協力

(1) 国際原子力規制者会議 (INRA¹³)

INRA は、広範な原子力安全規制上の課題について、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者が意見交換を行うフォーラムであり、平成 9 年に設置された。現在、日本、米国、仏国、英国、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の 9 か国が参加している。

毎年 2 回開催されており、平成 26 年度には第 34 回会合が平成 26 年 4 月 28 日から 30 日まで、この年の議長国であったドイツの連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省 (BMUB¹⁴) において開催された。原子力規制委員会から田中委員長が出席し、原子力安全基盤機構の統合による原子力規制委員会の組織強化、新規制基準及び東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応に関する現状について説明した。

第 35 回会合は平成 26 年 9 月の IAEA 総会開催時に、オーストリア・ウィーンのドイツ代表部大使公邸において開催された。原子力規制委員会からは田中委員長が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

(2) 地域協力：日中韓上級規制者会合 (TRM¹⁵)

TRM は、原子力安全に関する地域協力として、日中韓の 3 か国が平成 20 年から毎年 1 回開催している。平成 26 年は日本が議長国を務め、9 月 2 日に東京で第 7 回会合を開催した。同会合では、平時・緊急時の「情報交換枠組み」に関する作業部会及び人材育成に関する作業部会を新たに設置するなど 3 か国の連携を深めた。

また、日中韓以外の国も参加する専門家会合として「TRM Plus」が設置され、第 1 回会合を原子力規制委員会の主催により平成 26 年 9 月 3 日に東京で開催し、第 2 回会合は韓国外務省主催により同年 11 月ソウルで開催され、原子力規制庁からも参加した。

(3) 二国間協力：協力取決め文書等の作成

原子力規制委員会は、平成 25 年度までに、8 ヶ国 (9 原子力規制機関) と各種協力に関する覚書等を作成している。平成 26 年度は 9 月の IAEA 総会開催に併せて、ドイツ BMUB、ベトナム原子力・放射線安全庁 (VARANS¹⁶)、トルコ原子力庁 (TAEK¹⁷)、リトアニア原子力安全検査局 (VATESI¹⁸) との規制情報

¹³ International Nuclear Regulators Association

¹⁴ The Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety

¹⁵ Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

¹⁶ Vietnam Agency for Radiation and Nuclear Safety

¹⁷ Turkish Atomic Energy Authority

¹⁸ State Nuclear Power Safety Inspectorate of the Republic of Lithuania

交換協力に関する覚書を作成した。

これらの二国間の枠組みを通して、原子力規制委員会は原子力規制に関する情報・意見交換を行っている。

(4) 二国間会合等の実施

米国との協力として、平成 26 年 7 月に、田中委員長は、米国・ワシントンにて、米国原子力規制委員会（NRC¹⁹）委員長、米国エネルギー省（DOE²⁰）長官らと意見交換を行った。また、米 NRC との協力実施取決めに基づき、平成 26 年 12 月、東京にて日米協カステアリング・コミッティ（技術会合）を開催し、東京電力福島第一原子力発電所の状況等の技術情報や今後の技術協力について意見交換を行った。平成 27 年 3 月には、米 NRC 主催の規制情報会議（RIC²¹）に併せて日米ステアリング・コミッティを開催し、両会議に更田委員が出席した。

仏国との協力として、平成 26 年 5 月に、原子力規制庁緊急事態対策監がフランス・ベルビル原子力発電所で実施された緊急時訓練にオブザーバとして参加した。また、平成 26 年 9 月には、パリで日仏二国間情報交換会合（大島委員、仏国原子力安全規制機関（ASN²²）委員）を開催し、さらに、平成 26 年 10 月には、東京で第 2 回日仏規制当局間会合（田中知委員、仏 ASN 委員）を開催し、我が国の新規制基準、東京電力福島第一原子力発電所の状況等について情報交換を行った。

英国との協力として、英国原子力規制機関（ONR²³）との規制情報交換取決めに基づき、平成 26 年 6 月に東京で規制情報交換会合を開催した。平成 26 年 10 月には、英 ONR の CEO²⁴が来日し、田中委員長と会談し、一般設計評価（GDA²⁵）の進捗状況、情報公開のあり方、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を反映した緊急時計画について、意見を交わした。

中国及び韓国との協力として、平成 26 年 9 月に、東京にて中国の技術支援機関である NSC²⁶と原子力発電所の運転経験についての情報交換会合を行った。平成 26 年 11 月には、韓国の古里原子力発電所における防災訓練に参加した。

スウェーデンとの協力として、スウェーデン放射線防護庁（SSM²⁷）との規制情報交換取決めに基づき、平成 26 年 10 月にシビアアクシデントに関する技

¹⁹ Nuclear Regulatory Commission

²⁰ United States Department Of Energy

²¹ Regulatory Information Conference

²² Nuclear Safety Authority

²³ Office for Nuclear Regulation

²⁴ Chief Executive Officer

²⁵ Generic Design Assessment

²⁶ Nuclear and Radiation Safety Center

²⁷ Swedish Radiation Safety Authority

術情報交換会合を開催した。平成 27 年 2 月に、田中知委員はスウェーデンにて、スウェーデン SSM パーソン長官と今後の協力などについて意見交換を行った。

フィンランドとの協力として、平成 27 年 2 月に、田中知委員がフィンランドにて、フィンランド放射線防護・原子力安全庁 (STUK²⁸) 長官と情報・意見交換を行った。

上記の他、平成 26 年 9 月には、ウィーンで開催された IAEA 総会に併せて、田中委員長は、IAEA 事務局長、OECD/NEA 事務局長、米 NRC 委員長、独 BMUB 長官、トルコ TAEK 長官、ベトナム原子力・放射線安全庁 VARANS 局長と将来の協力等についての意見交換を行ったほか、米 DOE、英 ONR、露 ROSTEKHNADZOR、スウェーデン SSM、アラブ首長国連邦原子力規制機関 (FANR²⁹) の各機関の IAEA 総会出席者と会談した。

このほか、海外の原子力規制機関の長など、多くの要人の表敬訪問を受け、意見交換を実施した。

(5) 人材育成

原子力規制委員会は、ベトナムとの覚書に基づき、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、平成 26 年 9 月 2 日から 10 月 16 日及び 12 月 1 日から 12 月 18 日の計 2 回、ベトナム VARANS 職員に対して東京で原子力規制に関する実務研修を実施した。また、平成 26 年 6 月 9 日から 12 日及び 11 月 10 日から 13 日までの計 2 回、ベトナム・ハノイでセミナーを開催した。

トルコとの覚書に基づき、原子力規制委員会は、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、平成 26 年 10 月 15 日から 16 日にトルコ・アンカラで TAEK 職員向けにセミナーを開催した。

²⁸ Radiation and Nuclear Safety Authority

²⁹ Federal Authority for Nuclear Regulation

4. 国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する 3 名の有識者に国際アドバイザーを委嘱している（表 5 参照）。平成 26 年度は、6 月と 11 月に国際アドバイザーが来日し、田中委員長及び各委員と意見交換を行い、その結果として国際アドバイザーからの助言を受け取った。なお、平成 26 年度以降は、国際アドバイザーの了解を得て、書面による助言を公開しており、国民との情報の共有にも努めている。このほか、田中委員長や各委員が海外出張した際や、国際アドバイザーが個別に来日した機会を捉え、意見交換を行った。

表 5 国際アドバイザー³⁰

アンドレ・クロード・ラコスト Andre-Claude Lacoste	○仏 ASN 元委員長 ○平成 19 年の IAEA による対日総合規制評価サービス(IRRS)団長
リチャード A・メザーブ Richard A.Meserve	○米 NRC 元委員長 ○IAEA 国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 議長
マイケル・ウエイトマン Michael Weightman	○英 ONR 元機関長 ○平成 23 年の IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム長

表 6 国際アドバイザーからの助言の概要
(平成 26 年 6 月に意見交換、平成 26 年 7 月に助言公開)

項目	助言
①再稼働	再稼働のために正確かつ十分な議論を尽くすことが必要。長期運転停止の影響で、計画通りに運転できない場合があることへの理解を広めるべき。
②東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業	重大な問題の対処に資源を集中すべきであり、放出基準を満たすタンク貯蔵水は放出を開始すべき。
③オフサイトの緊急時対応	福島事故の教訓として、屋内退避は緊急時対応の重要な要素であり得る。
④原子力安全推進協会 (JANSI)	原子力安全の一義的責任は事業者にあり、健全な安全文化の醸成にコミットする必要がある。JANSI は事業者の適切な安全文化の醸成を促すための支援の組織であるべき。
⑤輸出	原子力規制委員会は、輸出に関する安全確認に責任を持つべきでないが、他国の原子力規制機関による安全評価を支援する準備はすべき。

³⁰ 肩書きは、平成 27 年 3 月 31 日現在

表7 国際アドバイザーからの助言の概要
(平成26年11月に意見交換、平成27年2月に助言公開)

項目	助言
①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業	放出基準を満たす汚染水は放出すべきであり、こうした課題について説明を尽くし、実施に向けて努力することが必要。
②原子炉の運転再開	審査は著しく進展。安全な運転再開のためには慎重な対応が必要であることについて、広く理解を得ることが重要。
③組織的課題	原子力規制委員会の見直しについて、透明性や説明責任の観点から初期の活動を包括的に見直すことは適当。他方、規制機関に対する政治的影響力の排除もまた重要であり、国民の信頼回復には、規制機関の明確な独立性の維持が不可欠。さらに、安定した規制体制を構築することの重要性に鑑み、原子力規制委員会の政府内の位置付けの変更がもたらす混乱についても十分考慮されるべき。
④人的資源	原子力規制委員会は依然として人員不足であり、必要な能力を有する職員が単純に足りていないと懸念。質の高い職員の採用を可能にするインセンティブが提供され、ノーリターナルのような採用への障害が取り除かれるよう望む。これらの問題は原子力規制委員会の一存ではないことを承知。
⑤原子力安全分野と核セキュリティ分野の連携	原子力安全分野に関わる職員と核セキュリティ分野に関わる職員の間で、文化と経歴が異なるという課題はあるが、原子力規制委員会は安全と核セキュリティの両方に責任を負っていることから、適切な統合を確保しなければならない。演習を通じて連携を強化すべき。
⑥地震と津波のリスク	原子力発電所が極端な外部事象（特に地震・津波）に耐えるかは、得られる最良の科学的判断に基づき確認すべき。日本人研究者に加え海外専門家の助力も検討の価値あり。
⑦作業員の放射線被ばく	職業線量限度については、国際放射線防護委員会（ICRP）の推奨を踏まえつつ、適切な措置を講じて有能な作業員の確保を認めるべき。

第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制庁が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。平成26年度末時点の運用状況は、処理中案件0件、処理済案件1件となっている。

第3章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第1節 原子炉等規制法に係る規制制度等の継続的改善

1. 規制制度等の見直し状況

(1) 保安検査のあり方の検討

平成24年度第25回原子力規制委員会（平成25年1月30日）において、原子力施設に対する保安規定の遵守状況の検査（以下「保安検査」という。）について、現状を踏まえた改善策を検討するよう指示があったことを受け、原子力規制庁職員からの意見及び外部からの指摘を踏まえた保安検査のあり方に係る検討を行っている。検討状況については、これまでに、平成25年度第5回原子力規制委員会（平成25年5月8日）及び平成25年度第17回原子力規制委員会（平成25年7月31日）において、短期的課題と中長期的課題に分けて中間報告を行っており、検査の重点化をはじめとする短期的課題への対応については、既に具体的な取組を開始している。

中長期的課題については、平成26年度第1回原子力規制委員会（平成26年4月2日）において、実用発電用原子炉施設（廃止措置中のものを除く。）に関する改善策に係る具体的な方針として以下の3点を報告した。

- ① 保安検査において、保安活動の実態を把握するとともに、保安規定違反等の有無を適時的確に把握するため、事業者に対し、検査対象等に係る事前通告を行わない検査（抜き打ち型検査）を活用していく。抜き打ち型検査では、事前に保安調査等により事業者の保安活動の問題や課題を把握した上で、事業者側が受け入れ準備を行う余裕を与えることなく、実態把握に必要な書類等の確認や現場立ち会いを行うことにより事業者の保安活動における事実を把握する。
- ② 保安検査では、机上での聴取に加え、現場巡視や記録確認等により保安活動の実態や教育訓練の実施状況を把握しているが、こうした従来からの検査手法に加え、従業者個人（管理職のみならず一般従業者を含む。）に対するインタビュー、教育訓練の場や訓練反省会等への陪席など多様な手法を用いて、従業者の関係法令、保安規定等の理解度並びに教育訓練の有効性を確認する。
- ③ 原子力施設の安全実績や保安活動の問題点を継続的に評価し、施設ごとの特徴、弱みなどを踏まえ、検査の重点化を図ることで、規制資源のより効率的かつ効果的な活用を図る。このため、これまで活用してきた安全実績等に加え、安全に係る指標、尺度、リスク情報等を活用した概念を規制に取り入れることで規制の客観性を高めることとし、そのための手法等を検討する。

これら中長期的課題に係る具体的方針に基づき、①及び②については、検査手順の策定、発電用原子炉施設に対する保安検査における試行運用及び試行結果に係る評価を行った。③については、指標の拡充等について検討を行った。

また、実用発電用原子炉施設（廃止措置中のものを除く。）以外の原子力施設については、実用発電用原子炉施設に準じた対応を行うこととしており、その際には、施設ごとの特徴を考慮することとしている。

（２）緊急作業時の被ばくに関する規制の見直し

東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した当時、緊急作業に従事する作業員の被ばく限度を 100mSv から 250mSv に一時的に変更したが、今後も、被ばく限度の変更を必要とするような事故が起こる可能性を完全には否定することはできない。そのため、そのような事故が起こった場合に適切な対応をする必要があることから、平成 26 年度第 18 回原子力規制委員会（平成 26 年 7 月 30 日）において、原子力規制委員会は緊急作業時の被ばくに関する規制のあり方について検討を始めた。その後、同年 12 月の平成 26 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 26 年 12 月 10 日）において、国内外の関係機関や諸外国の状況を踏まえ、検討の論点を整理し、規制のあり方について議論を行ったところである。これらの議論等を踏まえ、緊急作業への従事は、被ばくに関する情報提供を予め受けた上で、参加の意思を表明し、必要な訓練を受けた放射線業務従事者に限ること、被ばく線量限度は、従来の実効線量 100mSv に加え、放射性物質の敷地外等への放出を確認した場合、又はその蓋然性が高い場合の実効線量 250mSv の 2 段階に設定する等、緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正案を取りまとめ、平成 27 年 5 月 21 日に行政手続法に基づくパブリックコメントを開始した。

（３）原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、実施段階で異常が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求めるなどの対応を行う必要があることから、巨大噴火に関連した火山学上の知見の整理を行うべく、平成 26 年度第 20 回原子力規制委員会（平成 26 年 8 月 20 日）において検討チームを設置した。

平成 26 年度においては、計 5 回の検討チームを開催し、基本的な考え方の議論を行うとともに、専門家等からの過去の火山噴火事例等についての紹介を通じて、知見の収集等を行った。

2. 原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会等における検討状況

平成 26 年 5 月 12 日、原子力規制委員会は、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対して、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を行い、それを踏まえた原子力規制委員会としての対応の要否について助言を行うことを指示した。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は合同審査会として開催され、第 1 回合同審査会では、会長の選任や進め方についての確認が行われた。第 2 回合同審査会では、米国の事例として「空気と水の相互作用による消火系配管内部での腐食」について審議が行われた。第 3 回合同審査会では、海外トラブル情報に関するスクリーニング結果の確認が行われた。第 4 回合同審査会では、審査会内での部会設置について、運営規程の改正が行われた。また、「回路の故障が 2 次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性」について審議が行われた。各合同審査会での審議の結果については、原子力規制委員会に報告され、平成 26 年度においては、規制基準等に反映が必要となった案件はなかった。

なお、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において議論のもととなる情報については、事前に原子力規制庁の技術情報検討会において検討・整理がなされ、その上で原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に報告がされている。

前年度に引き続き、技術情報検討会においては、それらの情報の検討・整理を行ったとともに、検討を行ってきた外部電源系の 1 相開放故障について、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正等、必要な見直しを行った。

放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）において、関係行政機関の長からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされている。平成 26 年度は、東京電力福島第一発電所事故後の諮問・答申の状況、ICRP2007 年勧告の取入れに係るこれまでの審議の状況について確認を行った。また、原子力規制委員会において緊急作業時の被ばくに関する規制について検討が始まったことを踏まえ、関係機関から、緊急作業に従事する者の被ばく制限について東京電力福島第一原子力発電所の事故時における対応を聴取した。

第2節 全国の原子力施設の審査・検査等の状況

1. 実用発電用原子炉、核燃料施設等の適合性審査

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が平成 25 年 7 月 8 日に新規規制基準を施行した後、平成 26 年度までに 11 事業者から 15 原子力発電所 24 プラント（表 8）の新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行っているところであり、平成 26 年度においては審査会合を計 113 回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波の設定、竜巻、内部溢水、内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた。

審査会合における議論を踏まえ、川内原子力発電所 1・2 号炉及び高浜発電所 3・4 号炉については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査の結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行った。募集した科学的・技術的意見、経済産業大臣及び原子力委員会からの回答を踏まえて審議した結果、川内原子力発電所 1・2 号炉に対しては平成 26 年度第 23 回原子力規制委員会（平成 26 年 9 月 10 日）において、高浜発電所 3・4 号炉に対しては平成 26 年度第 56 回原子力規制委員会（平成 27 年 2 月 12 日）において、設置変更許可を行った。また、川内原子力発電所 1 号炉については、平成 26 年度第 63 回原子力規制委員会（平成 27 年 3 月 18 日）において、工事計画の認可を行った。さらに、川内原子力発電所 1 号炉については、平成 27 年 3 月 19 日に使用前検査申請書を受理し、同年 3 月 30 日から使用前検査を開始した。

また、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可について、3 事業者 3 原子力発電所 6 プラント（表 8）から、申請書が提出された。これらの申請についても、審査を進めている。

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月 18 日に新規規制基準を施行した後、平成 26 年度までに 8 事業者から 19 施設（表 9）の事業変更許可申請等が提出され、平成 26 年度中にはウラン燃料加工施設について 2 件、試験研究用等原子炉施設について 9 件の申請があった。これらの申請について、原子力規制委員会において了承された方針に基づき審査を行っているところであり、平成 26 年度中に、再処理施設（日本原燃株式会社再処理事業所）及び MOX 燃料加工施設（日本原燃株式会社再処理事業所）については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設（日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等）及び試験研究用等原子炉施設（独立行政法人日

本原子力研究開発機構 JRR-3 等) については、原子力規制庁が原則として行う審査会合を計 40 回開催した。加えて、六ふっ化ウランを正圧で扱う燃料加工施設では、一般公衆に著しい放射線被ばくによるリスクを与えるおそれがないこと及び一般公衆に著しい化学的影響を与えるおそれがないことを適合性審査と並行して現状確認を進めている。

表 8 実用発電用原子炉の申請等状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	12	1	—
	泊発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	13	1	—
東北電 力(株)	女川原子力 発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 12 月 27 日	36	1	—
	東通原子力 発電所 (1号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 6 月 10 日	2		—
東京電 力(株)	柏崎刈羽原 子力発電所 (6・7号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 9 月 27 日	34	3	—
	◆柏崎刈羽 原子力発電 所 (1・6・7号 炉)	設置変更 平成 26 年 12 月 15 日	3		—

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
中部電力(株)	浜岡原子力 発電所 (4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年2月14日 平成27年1月26日(※1)	29		—
北陸電力(株)	志賀原子力 発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年8月12日	2		—
関西電力(株)	大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	13		—
	高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	26		設置許可 平成27年2月12日
	◆高浜発電 所 (3・4号炉)	設置変更 平成26年12月25日	1		—
	高浜発電所 (1・2(3・4) 号炉)	設置変更 平成27年3月17日			—
	美浜発電所 (3号炉)	設置変更 保安規定変更 平成27年3月17日			—
中国電力(株)	島根原子力 発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月25日	36	2	—

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
四国電力(株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	30	1	—
九州電力(株)	玄海原子力 発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月12日	10		—
	川内原子力 発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	13	1	設置許可 平成26年9月10日 工事計画認可(1号炉) 平成27年3月18日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年5月20日	8		—
電源開発(株)	大間原子力 発電所(※2)	設置変更 工事計画 平成26年12月16日	4		—

- ・ 1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。
- ・ 審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

表 9 核燃料施設等の申請等状況

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
日本原燃（株）	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	21 ^{※1}	1	—
	MOX 燃料加工施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	15 ^{※1}	1	—
	ウラン濃縮施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	4 ^{※2}		—
	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	53 ^{※3}	1	—
リサイクル燃料 貯蔵（株）	使用済燃料貯蔵施設	事業変更 平成 26 年 1 月 15 日	52 ^{※3}		—
三菱原子燃料 （株）	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日	3 ^{※2}		—

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
独立行政法人日 本原子力研究開 発機構	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日	28※3		—
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日	6※2	1	—
	HTTR (高温工学試験研 究炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 11 月 26 日	4※2	1	—
	原子力科学研究所 廃棄 物処理場	設置変更 平成 27 年 2 月 6 日	1※2		—
	JMTR (材料試験炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 27 日	-		—
	NSRR	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	-		—
	STACY (定常臨界実験装 置)	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	-		—
原子燃料工業 (株)	ウラン燃料加工施設 (東海事業所)	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 2 月 14 日	4※2		—
	ウラン燃料加工施設 (熊取事業所)	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	1※2		—
(株) グローバ ル・ニュークリ ア・フュエル・ジ ャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	2※2		—

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
京都大学	KUR（京都大学研究用原子炉）	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日	8 ^{※2}	1	—
	KUCA（京都大学臨界集合体実験装置）	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日	19 ^{※3}	1	—
近畿大学	近畿大学原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日	7 ^{※3}	1	—

- ・ 1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。
- ・ 原子力規制委員会において、核燃料施設等の審査の進め方については、施設が事故時に及ぼす影響の大きさを考慮し、次のとおりに分類し、審査が進められることとなっている。
 - ※1 原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合
 - ※2 原子力規制庁が原則として行う審査会合
 - ※3 審査会合を開催せず、原子力規制庁が実施する審査
- ・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

2. 高経年化対策制度に係る審査

高経年化対策については、原子炉等規制法により、事業者に対して高経年化技術評価の実施及び長期保守管理方針の策定を義務づけており、保安規定変更認可の審査要件となっている。原子力規制委員会は、具体的な審査の進め方について、平成25年度第17回原子力規制委員会（平成25年7月31日）及び平成25年度第35回原子力規制委員会（平成25年12月11日）において、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が事務局審査を実施すること、運転を前提とした評価を行っているプラントについては担当審議官以下のチームによる審査会合を開催して審査を行うこととの方針を了承した。また、これら審査の結果については、原子力規制委員会において報告し、了承を得ることとなった。

平成26年度は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについて3事業者3施設から、運転を前提とした評価を行っているプラントについて3事業者3施設（うち、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号炉については冷温停止状態が維持されることを前提とした部分のみ審査を行うこととしている。）から申請があった。原子力規制委員会は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉（平成26年5月21日認可）、高浜発電所1号炉（平成26年11月12日認可）及び高浜発電所2号炉（平成27年4月8日認可）について高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。また、運転を前提とした評価を行っている川内原子力発電所1号炉及び高浜発電所3・4号炉については、「原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合」を設置して平成26年1月より審査を開始し、計7回開催している。

表 10 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請状況

事業者	申請日	発電炉	運転開始以後 30 年又は 40 年を経過する日	認可日
東北電力(株)	平成 25 年 11 月 6 日	女川原子力発電所 1 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 6 月 1 日	平成 26 年 5 月 21 日
東京電力(株)	平成 25 年 7 月 31 日	福島第二原子力発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 2 月 3 日	平成 26 年 1 月 22 日
	平成 26 年 6 月 20 日	福島第二原子力発電所 3 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 6 月 21 日	
	平成 26 年 9 月 16 日	柏崎刈羽原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 27 年 9 月 18 日	
関西電力(株)	平成 25 年 11 月 12 日	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 11 月 14 日	平成 26 年 11 月 12 日
	平成 26 年 1 月 15 日	高浜発電所 3 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 27 年 1 月 17 日	
	平成 26 年 6 月 3 日	高浜発電所 4 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 27 年 6 月 5 日	
	平成 26 年 11 月 11 日	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 11 月 14 日	平成 27 年 4 月 8 日
中国電力(株)	平成 25 年 9 月 27 日	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 3 月 29 日	平成 26 年 2 月 26 日
九州電力(株)	平成 25 年 12 月 18 日	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 7 月 4 日	
	平成 26 年 10 月 10 日	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 10 月 15 日	
	平成 26 年 11 月 21 日	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 27 年 11 月 28 日	

3. 主な原子力施設の検査状況

原子力規制委員会では、原子力施設近傍に原子力規制事務所（全 22 か所）を設置し、原子力保安検査官等を配置している。現地駐在の原子力保安検査官を中心に、それぞれの原子力施設を対象に、定期的に保安規定の遵守状況等の検査（保安検査）を実施しているほか、施設の形態を踏まえ、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行っている。また、発電用原子炉施設においては、発電用原子炉設置者が行う安全確保上重要な行為等に対する保安検査、施設の使用開始前に認可又は届出された工事の計画に従って工事が行われたかどうか等を確認する使用前検査、施設の使用開始後に発電用原子炉設置者が定期的に技術基準に適合していることを確認する定期事業者検査に立会い等を行う施設定期検査等を実施している。なお、川内原子力発電所 1 号炉については、平成 27 年 3 月 19 日に使用前検査申請書を受領し、同年 3 月 30 日から使用前検査を開始した。

主な原子力施設の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの検査状況は、表 11 のとおりである。

表 11 主な原子力施設別の検査状況（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第 1 号機	平成 23 年 4 月 22 日～（実施中）	
	第 2 号機	平成 23 年 8 月 26 日～（実施中）	
	第 3 号機	平成 24 年 5 月 5 日～（実施中）	
保安検査	第 1 回	平成 26 年 5 月 26 日～ 6 月 6 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 26 年 8 月 25 日～ 9 月 5 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 26 年 11 月 25 日～ 12 月 5 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 27 年 2 月 23 日～ 3 月 6 日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年 2月 6日～(実施中)	
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成26年 5月 14日～6月 20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成26年 6月 9日～6月 20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月 25日～12月 5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月 16日～2月 27日	検査結果取りまとめ中。
その他	平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。		

東北電力株式会社 女川原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年 9月 10日～(実施中)	
	第2号機	平成22年 11月 6日～(実施中)	
	第3号機	平成23年 9月 10日～(実施中)	
	第1回	平成26年 6月 2日～6月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月 12日	保安規定違反(監視)を確認。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成26年 9月 12日～10月 17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成26年 11月 7日～11月 28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 12月 1日～12月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成27年 2月 23日～3月 6日	検査結果取りまとめ中。	
事故・故障等	平成23年9月12日に第1号機の原子炉建屋5階にある原子炉建屋天井クレーンの走行確認運転中に異音を確認され、その後の詳細調査において、平成24年6月7日に当該クレーンの走行部内部の軸受が損傷していることが確認された。平成25年11月21日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成26年7月2日、原子力規制委員会にて評価を実施した。		

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付で廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日～(実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日～(実施中)	

		実施期間	結果 / 特記事項
--	--	------	-----------

実施計画 に定める 発電用原 子炉施設 の使用を 開始した 後、一年 以内ごと に一回、 定期に、 当該発電 用原子炉 施設の性 能につい て行う検 査	施設定期検査	平成26年 6月 24日～11月 28日	検査結果：良
---	--------	----------------------	--------

実施計画 に定める 保安のた めの措置 の実施状 況の検査	保安のための措置上必要と認める保安検査（第4号機）※		
		平成25年 11月 13日～平成26年 12月 25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成26年 6月 2日～6月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 4日～9月 18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 12月 3日～12月 16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月 24日～3月 10日	検査結果取りまとめ中。

※4号機燃料取り出し作業については、平成25年11月18日から開始され、平成26年12月22日に完了した。

事故・ 故障等	・第4章第3節特定原子力施設に係る事故・故障等への対応で記載
------------	--------------------------------

東京電力株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	(停止中)	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている（法に基づく定期検査実施時期変更承認済）。
	第2号機	(停止中)	
	第3号機	(停止中)	
	第4号機	(停止中)	
保安検査	第1回	平成26年 6月 4日～6月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年12月 1日～12月12日	保安規定違反（監視）を確認。。
	第4回	平成27年2月20日～3月5日	検査結果取りまとめ中

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 8月 6日～(実施中)	第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。
	第2号機	平成19年 2月19日～(実施中)	
	第3号機	平成19年 9月19日～(実施中)	
	第4号機	平成20年 2月11日～(実施中)	
	第5号機	平成24年 1月25日～(実施中)	
	第6号機	平成24年 3月26日～(実施中)	
	第7号機	平成23年 8月23日～(実施中)	
保安検査	安全上重要な行為の保安検査（第7号機）		
		平成26年3月25日～4月4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成26年 6月 2日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年11月25日～12月 8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月20日～3月 6日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海発電所			
廃止措置中（原子炉領域以外の撤去中）			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1回	平成26年 5月20日～5月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 8月18日～8月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月10日～11月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月16日～2月20日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
		平成23年 5月21日～（実施中）	
	第1回	平成26年 6月4日～6月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 8月25日～9月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月25日～12月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成27年 2月23日～3月6日	検査結果取りまとめ中。	

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

第 1、2 号機については、廃止措置中（解体工事準備期間中）。対象期間において、第 3～5 号機は停止中。

（第 1、2 号機（廃止措置中））

	実施期間	結果 / 特記事項
施設	第 1 号機	廃止措置計画の認可を受け、施設内に核燃料物質がないため対象外
	第 2 号機	平成 26 年 3 月 7 日～平成 26 年 7 月 23 日 検査結果：良
定期検査 保安検査	第 1 回	平成 26 年 6 月 16 日～ 7 月 2 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 26 年 9 月 1 日～ 9 月 17 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 25 年 11 月 25 日～ 12 月 11 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 27 年 2 月 23 日～3 月 11 日 検査結果取りまとめ中。

（第 3～5 号機）

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日～（実施中）	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日～（実施中）	
	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日～（実施中）	
定期検査 保安検査	第 1 回	平成 26 年 6 月 16 日～ 6 月 27 日 7 月 2 日 安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全上重要な行為の保安検査（第 3 号機）		
		平成 26 年 6 月 25 日～ 7 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 26 年 9 月 1 日～ 9 月 12 日 9 月 17 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 26 年 11 月 25 日～12 月 5 日 12 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第 4 回	平成 27 年 2 月 23 日～ 3 月 6 日 3 月 10 日、11 日	検査結果取りまとめ中。	

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
	第1回	平成26年6月2日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年9月1日～9月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年12月1日～12月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年3月2日～3月13日	検査結果取りまとめ中。

その他 平成26年2月から敷地内破砕帯調査を実施中。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
	第1回	平成26年6月2日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年9月1日～9月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年12月1日～12月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年3月2日～3月13日	検査結果取りまとめ中。

その他 平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年11月24日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月18日～(実施中)	
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成26年6月2日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年8月25日～9月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年12月1日～12月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年3月2日～3月13日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年12月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月16日～(実施中)	
	第3号機	平成25年9月2日～(実施中)	
	第4号機	平成25年9月15日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成26年6月2日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年9月1日～9月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年11月25日～12月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年3月2日～3月13日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 1月10日～(実施中)
	第2号機	平成23年 11月25日～(実施中)
	第3号機	平成24年 2月20日～(実施中)
	第4号機	平成23年 7月21日～(実施中)
保安検査	第1回	平成26年 6月 2日～6月13日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月12日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月25日～12月 5日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 3月 2日～3月13日 検査結果取りまとめ中。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年 11月 8日～(実施中)
	第2号機	平成24年 1月27日～(実施中)
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中 原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
保安検査	第1回	平成26年 6月 9日～6月20日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月12日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 12月 1日～12月12日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月23日～3月 6日 検査結果取りまとめ中。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 9月 4日～(実施中)	
	第2号機	平成24年 1月 13日～(実施中)	
	第3号機	平成23年 4月 29日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成25年 6月 3日～6月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成26年 6月 2日～6月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月 1日～9月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 12月 1日～12月 12日	保安規定違反(監視)を確認。
	第4回	平成27年 2月 23日～3月 6日	検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 12月 1日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 1月 29日～(実施中)	
	第3号機	平成22年 12月 11日～(実施中)	
	第4号機	平成23年 12月 25日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成26年 6月 2日～6月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 8月 28日～9月 10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月 27日～12月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月 25日～3月 10日	検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 5月10日～(実施中)
	第2号機	平成23年 9月1日～(実施中)
使用前 検査	第1号機	平成27年 3月30日～(実施中)
保安検査	第1回	平成26年 5月26日～6月6日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 8月25日～9月5日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月25日～12月8日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月23日～3月6日 検査結果取りまとめ中。

独立行政法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ

対象期間において、原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
使用前 検査	建設段階における使用前検査(性能検査) 中断中	
保安検査	第1回	平成26年 6月9日～6月20日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 9月8日～9月19日 保安規定違反(監視)を確認。
	第3回	平成26年 12月3日～12月16日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 3月2日～3月20日 検査結果取りまとめ中。

その他 平成25年10月から敷地内破砕帯追加調査を実施中。

独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センターふげん

廃止措置中(使用済燃料搬出期間中)

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	平成26年 9月1日～ 平成27年1月20日	検査結果：良
保安検査	第1回	平成26年 5月26日～5月30日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成26年 8月25日～8月29日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成26年 11月25日～11月28日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成27年 2月23日～2月27日 検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は、年4回行うこととされている。

例えば、表中の「第3回」は、平成26年度第3回目の保安検査であることを示す。

※平成27年3月31日時点の情報を記載している。

原子力規制委員会は、高速増殖原型炉もんじゅについて、平成 24 年に発覚した保守点検漏れを踏まえ、平成 25 年 5 月 29 日、日本原子力研究開発機構に対し、原子炉等規制法に基づく保安措置命令及び保安規定変更命令を発出した。

保安措置命令への対応に関して、日本原子力研究開発機構から、平成 25 年 9 月と 11 月に措置が完了したとの報告を受け、原子力規制委員会が日本原子力研究開発機構の命令への対応状況について確認を進めたところ、対応が不十分である等の事実を確認した。平成 26 年 4 月 16 日、原子力規制庁は、保守管理体制及び品質保証体制並びに保全計画の見直しが未だ途上であり、引き続き、保守管理体制及び品質保証体制の再構築、保全計画の見直しに係る原子力規制委員会からの命令に関し、適切に対応し、改善される必要がある旨の見解を示した。

日本原子力研究開発機構は、「もんじゅ」の保守管理上の不備に対する解決を促進するとして、平成 26 年 10 月 1 日、「もんじゅ」を理事長直轄にする、「もんじゅ」の支援組織を設置する等の組織改編を行った。

一方、平成 26 年 9 月に実施した平成 26 年度第 2 回保安検査において、ナトリウム漏えい監視用カメラについて、平成 25 年 2 月から故障が頻発し、180 台のうち保安検査実施時点で 54 台が動作不良状態で実質的に放置状態にあることを確認した。原子力規制委員会は、当該事案を保安規定違反（監視）と判定し、もんじゅに係る日本原子力開発機構の保守管理体制及び品質保証体制の再構築が不十分である状況は改善されていない旨、評価した。

その後、原子力規制委員会は、日本原子力研究開発機構から、保安検査における指摘等も踏まえ必要な対応・措置を実施したとして、平成 26 年 12 月 22 日、保安措置命令及び保安規定変更命令に係る報告及び保安規定変更認可申請を受理した（平成 27 年 2 月 2 日保安措置命令に対する報告書の補正受理）。原子力規制委員会は、日本原子力研究開発機構からの報告及び申請に関し、ヒアリング、保安検査等により確認作業を進めている。

4. 各種申請の審査・検査状況

原子力規制委員会は、新規制基準に係る適合性審査、高経年化対策制度に係る審査以外にも原子炉等規制法に基づいた各種審査・検査を行っている。

また、同法に基づく規制対象となるのは、実用発電用原子炉や核燃料施設のほか、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階にある発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質使用施設及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等についても規制の対象となり、必要な審査・検査を行っている。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の審査や検査の実施状況は表12のとおりである。

表12 審査・検査等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (6施設)	使用前検査の合格	2
	溶接検査の合格	1
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	24
試験研究用等原子炉施設 (6施設) (廃止措置中：8施設)	使用前検査の合格	3
	溶接検査の合格	2
	保安検査	44
実用発電用原子炉 (17施設) (廃止措置中：2施設)	設置の変更の許可	2
	工事の計画の認可	3
	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	7
	使用前検査の合格	6
	燃料体検査の合格	4
	溶接事業者検査に係る評定	21
	保安規定の認可又は変更の認可	19
	保安検査	73
	運転責任者選任の判定を行うための方法、実施体制等の確認	9
	使用前検査の省略の指示	2
	燃料体検査の省略の指示	1
	実施計画の変更の認可	38
	特定原子力施設に係る一部使用承認	22
	特定原子力施設に係る使用前検査の終了	56
	特定原子力施設に係る溶接検査の終了	75
	特定原子力施設に係る施設定期検査の終了	1
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	5	

施設の種類		件数
研究開発段階にある発電用原子炉施設 (建設中：1施設) (廃止措置中：1施設)	設置の変更の届出	2
	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	3
	使用前検査の合格	2
	施設定期検査	1
	保安規定の認可又は変更の認可	5
	保安検査	8
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1施設)	溶接方法の認可	3
再処理施設 (2施設)	設計及び工事の方法の認可	5
	使用前検査の合格	4
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	8
第二種廃棄物埋設施設 (2施設)	廃棄物埋設施設に係る確認	2
	廃棄体に係る確認	9
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	8
廃棄物管理施設 (2施設)	保安検査	8
核燃料物質使用施設 (15施設)	施設検査の合格	2
	保安規定の認可又は変更の認可	11
	保安検査	60
	廃止措置の終了の確認	5
核燃料物質等の工場または事業所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	5
	核燃料輸送物の設計の承認	13
	輸送容器の承認	14
	工場外等における運搬に関する確認	29
	放射能濃度の測定及び評価方法の認可	1
	放射能濃度の確認	1

※ 平成 26 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

5. 放射線管理等報告

原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 67 条第 1 項の規定等に基づき各原子力事業者が報告する放射性廃棄物の管理状況や放射線業務従事者の線量管理の状況等について、平成 25 年 12 月 10 日に公表した平成 25 年度上期分及び平成 26 年 6 月 2 日に公表した同年度下期分等を合わせて、平成 25 年度における放射線管理等報告を取りまとめた。

平成 25 年度の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理状況については、特別な措置を要する特定原子力施設に指定されている東京電力福島第一原子力発電所を除き、全ての原子力施設において、それぞれの原子力施設における保安規定に定める年間放出管理目標値又は 3 ヶ月間平均の濃度管理目標値を下回っていた。東京電力福島第一原子力発電所については、実施計画において管理するとしている 5, 6 号機の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物に関して、実施計画に定める年間放出管理目標値を下回っていた。なお、1～4 号機においては年間放出管理目標値を設定していない。また、保安規定において年間放出管理目標値を定めていない一部の試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質使用施設については、過去の放出状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

放射性固体廃棄物の管理状況については、全ての原子力施設において、放射性固体廃棄物を、貯蔵設備容量を超えて保管している施設はなかった。

平成 25 年度に、各原子力施設における放射線業務従事者個人が受けた線量は、全ての原子力施設において、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等に定める線量限度（5 年間につき 100 mSv 及び 1 年間につき 50 mSv）を下回っていた。

平成 25 年度の再処理施設における海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産物、漁具その他の保安規定で定めるものに係る放射性物質の濃度等は、測定値の一部において平常の変動幅を超えて、わずかに高い値が観測されたものが見られたが、これらは、施設の運転の状況、測定値の傾向等から、再処理施設の故障等の問題に起因するものではないと考えられる。

第3節 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

原子力規制委員会は、平成24年度第2回原子力規制委員会（平成24年9月26日）及び第5回原子力規制委員会（10月17日）において、旧原子力安全・保安院が敷地内破砕帯の最近の活動の有無等について追加調査を指示した6つの原子力発電所（関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）、日本原子力発電株式会社敦賀発電所（以下「敦賀発電所」という。）、東北電力株式会社東通原子力発電所（以下「東北電力東通原子力発電所」という。）、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「高速増殖原型炉もんじゅ」という。）、関西電力株式会社美浜発電所（以下「美浜発電所」という。）、並びに北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「志賀原子力発電所」という。））について、現地調査と評価を行うこととした。

調査に当たっては、「日本活断層学会」「日本地質学会」「日本第四紀学会」「日本地震学会」の関係4学会から推薦を受けた学会内外の専門家から、活断層の認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しく、個々の原子力施設のこれまでの安全審査（耐震バックチェック及び二次審査を含む）に関わったことのない学識経験者を選定し、原子力規制委員会の島崎委員（当時。現在は石渡委員）を加え、発電所ごとに5名から成る有識者会合を構成した。有識者会合では、現地調査を行い、評価会合で議論を重ね、評価書案をまとめる。その後、ピア・レビューにより、別の専門的視点から、その評価の内容に論理的矛盾がないか等についての検討が行われる。なお、本評価結果は重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行う。

平成26年度においては、評価が終了した大飯発電所以外の5つのサイトについての調査等を実施した。

1. 敦賀発電所

敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は平成25年5月15日に、2号機直下の破砕帯については、現段階までの知見によれば「耐震設計上考慮する活断層」に該当するとの評価をとりまとめ、平成25年度第7回原子力規制委員会（5月22日）に報告した。その後、事業者から追加調査結果の報告があり、同報告の内容を精査した結果、原子力規制委員会は、改めて有識者会合で評価の見直しの要否について議論をすることとした。これを受けて、有識者会合は平成26年1月20日、21日に現地調査を実施し、平成26年度に5回の追加調査評価会合及びピア・レビュー会合を開催し、平成27年3月25日の原子力規制委員会で、2号炉直下の破砕帯のいずれかは「将来活動する可能性のある断層等」であるとする評価書を報告した。

2. 東北電力東通原子力発電所

東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 26 年度に 4 回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催し、平成 27 年 3 月 25 日の原子力規制委員会で、重要施設の直下ではない一部の破砕帯については「将来活動する可能性のある断層等」であるとし、重要施設の直下にある破砕帯については両論併記の評価書を報告した。

3. 美浜発電所

美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 26 年度に 2 回の評価会合を開催した。事業者が行った追加調査結果を踏まえ、評価会合において議論を継続中である。

4. 志賀原子力発電所

志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 26 年度に 4 回の評価会合を開催した。事業者が行った追加調査結果を踏まえ、評価会合において議論を継続中である。

5. 高速増殖原型炉もんじゅ

高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 26 年度に 2 回の評価会合を開催した。事業者が行った追加調査結果を踏まえ、評価会合において議論を継続中である。

第4節 放射性同位元素等による放射線障害の防止

1. 審査・検査等の状況

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、原子力規制委員会において実施した主な審査・検査等の状況は、以下のとおりである。

表13 主な審査・検査等の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2,354)	使用の許可（承認）	39
	許可使用に係る変更の許可（承認）	255
	法人の合併又は分割の認可	6
	廃止等の届出	76
	立入検査	272
届出使用者 (事業所数：545)	使用の届出	29
	使用の届出に係る変更の届出	54
	廃止等の届出	27
	立入検査	0
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：4,608)	表示付認証機器の届出	1,216
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	697
	廃止等の届出	988
	立入検査	0
届出販売業者 (事業所数：307)	販売業の届出	11
	販売業の届出に係る変更の届出	81
	廃止等の届出	13
	立入検査	4
届出賃貸業者 (事業所数：156)	賃貸業の届出	9
	賃貸業の届出に係る変更の届出	29
	廃止等の届出	2
	立入検査	0
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	1
	廃止等の届出	0
	立入検査	1
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	10

2. 放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射線障害防止法第 42 条第 1 項及び同法施行規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、放射性同位元素等の保管廃棄の状況、放射線業務従事者の被ばく管理状況等について、放射線障害防止法の規制を受ける各事業所から報告された平成 25 年度放射線管理状況報告書（対象期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）について取りまとめた。

平成 25 年度の全ての事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

平成 25 年度の各事業所における放射線業務従事者個人の受けた線量は、全ての事業所において法令に定める線量限度（5 年間につき 100 mSv 及び 1 年間につき 50 mSv）を下回っていた。

3. 放射線障害防止法の違反への対応

飯田夜光塗料株式会社（清算中の会社）は、平成 8 年に放射性同位元素使用の廃止を届け出たが、当該廃止時に放射性同位元素等をすべて処分せず、一部を残したままとしていた。平成 20 年 5 月、同社からの報告により当該事案が判明し、当時文部科学省は、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素による汚染を除去し閉じ込めること等の措置を命じた。しかし、期日までに履行されなかったこと等から、平成 20 年 11 月、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条に基づき当面の安全確保上の措置を実施した。その後、最終的な処分が行われないまま当該法人が平成 22 年 1 月に破産手続を終了した。

原子力規制委員会は、平成 26 年度第 37 回原子力規制委員会臨時会議（平成 26 年 11 月 5 日）において、飯田夜光塗料株式会社の講じた措置が適切でないことを認め、放射線障害防止法第 28 条第 6 項に基づき、飯田夜光塗料株式会社に対し、敷地内に保管している放射性汚染物を許可廃棄業者へ譲り渡し又は廃棄し、放射性同位元素による汚染を除去する措置を構ずるよう命ずることを決定した。その後、平成 26 年度第 39 回原子力規制委員会臨時会議（平成 26 年 11 月 13 日）において、本件措置命令が期限までに履行されていない等のことから、行政代執行法に基づいて対応することを決定した。

これを受けて、原子力規制委員会は、飯田夜光塗料株式会社の敷地内に保管されていた放射性汚染物（ドラム缶約 90 本）を平成 26 年 12 月 25 日に許可廃棄業者へ譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去するとともに、除染によって発生した放射性汚染物（ドラム缶約 130 本）を平成 27 年 3 月 20 日に許可廃棄業者へ譲り渡した。また、代執行の要求費用は、その額及び納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じることとしている。

4. 国際会議への参加

原子力規制委員会では、IAEA の定めた国際基準等を踏まえ、放射性同位元素等の取扱いにおける線量限度等の放射線障害の防止に関する技術的基準等について定めている。また、放射性同位元素に係る核セキュリティに関する具体的検討を行っている。原子力規制委員会は、国際機関の開催する会議において、情報収集を行うとともに日本の意見を議論に反映させるため、下記の IAEA 等の会合に参加した。

表 14 IAEA 等の会合への参加

会議名称	日程	開催場所
IAEA 放射線安全基準委員会 (RASSC ⁴⁰) 会合	平成 26 年 6 月 18 日～20 日 (第 36 回)	オーストリア・ウィーン
	平成 26 年 11 月 24 日～27 日 (第 37 回)	
IAEA 使用しなくなった線源 の長期間管理に関する安全と セキュリティ確保のための行 動規範の適用における国際的 な調和を推進するための法 的・技術的専門家会合	平成 26 年 10 月 20 日～23 日	
OECD/NEA 放射線防護・公 衆衛生委員会 (CRPPH ⁴¹) 年 次会合	平成 26 年 5 月 21 日～23 日	フランス・パリ

第5節 安全文化醸成への取組

平成26年度第17回原子力規制委員会（平成26年7月16日）において、安全文化等に関し、事業者の姿勢やトップマネジメントの責任について、委員会で意見交換を行うことが提案された。これを受け、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、事業者と意見交換を行う場を設けることとした。

意見交換の相手は主要原子力施設保有者（表15参照）の経営責任者とした。頻度は1か月に1回程度、継続的に開催することとし、原子力規制委員会として公開で実施した。

表 15 意見交換の開催実績及び今後の開催時期

相手方事業者	開催実績	開催時期
九州電力株式会社	平成26年10月29日	
四国電力株式会社	11月26日	
関西電力株式会社	平成27年 1月13日	
北海道電力株式会社	1月28日	
東京電力株式会社	2月27日	
中部電力株式会社	3月18日	
東北電力株式会社	4月22日	
中国電力株式会社	5月27日	
北陸電力株式会社		6月頃
日本原子力発電株式会社		7月頃
日本原燃株式会社		8月頃
独立行政法人日本原子力 研究開発機構		9月頃

会議においては、下記のような論点について意見交換を行った。

- ・原子力事業者が自主的に行っている、安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組等について、各事業者が積極的かつ責任を持って取り組むことに関する、経営責任者自らによる意思表示。
- ・規制制度の改善に向けた検討を行うための、事業者からの発案等の聴取。ただし、個別施設についての規制や審査等については話題としない。
- ・一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）に対する、事業者側の自主的な安全性向上に関する体制・枠組についての考え。

第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第1節 中期的リスクの低減目標マップ

東京電力福島第一原子力発電所は、事故発生当初の応急措置を次々と実施する状態から、廃炉に向けた計画的な取組を活動の中心にしうる状態に移行しつつあることから、原子力規制委員会は、平成26年度第57回原子力規制委員会（平成27年2月18日）において、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）」を決定した。

当該低減目標マップは、原子力規制委員会として、安全上の観点から優先的に解決すべき課題を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置がわかるようにすることを目的として作成された。その中には、多核種除去設備処理水の規制基準を満足する形での海洋放出等を含む放射性廃棄物関連（液体及び固体）、敷地境界実効線量、地震・津波関連、労働環境改善及び施設内調査の分野において、優先的に解決すべき課題を抽出し、時系列的に記載した。

なお、当該低減目標マップは、今後、定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととなっている。海外広報においても、本マップの英語版を作成し、ホームページへの掲載等を通じて発信している。

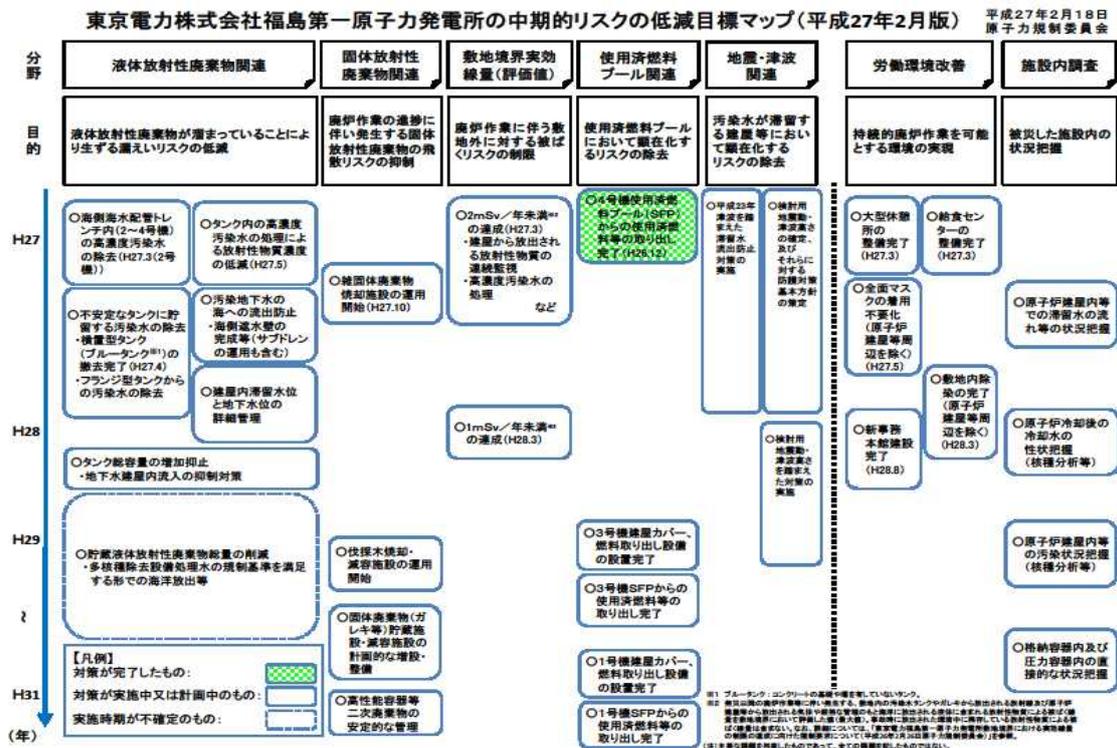


図4 中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）

第2節 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査等

東京電力福島第一原子力発電所については、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、原子力規制委員会は、平成24年11月に「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、平成24年12月、措置を講ずべき事項に基づき策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月にこれを認可した。その後、作業の進捗状況に応じ、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに38件の実施計画の変更を認可している。主な実施計画の変更認可等は以下のとおりである。

（1）凍土方式遮水壁工事について

原子力規制委員会は、凍土方式遮水壁の設置に伴う安全上の課題については、平成26年度第10回原子力規制委員会（平成26年6月4日）において審査の状況について議論を行った。平成26年3月には、建屋への地下水流入を抑制するための凍土方式遮水壁による対策に関する実施計画の変更認可申請（山側ライン上の地下埋設物の貫通施行工事等）が提出され、第19回から23回までの特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」という。）における議論を踏まえ、平成26年9月17日付けで認可を行った。

また、平成27年4月9日に東京電力株式会社より提出された陸側遮水壁の試験凍結に係る実施計画の変更認可申請については、想定以上の水位低下があった場合、凍結を休止するなど、建屋周辺の地下水位に影響を与えない対策等を確認し、平成27年4月28日付けで認可を行った。

（2）敷地境界線量の変更等の認可について

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う敷地境界における実効線量（評価値）が、平成25年4月以降1mSv/年未満を大幅に超過していることから、平成26年2月に実効線量（評価値）の制限を達成する時期の明確化等を含む実施計画の変更を指示していた。平成25年12月には、平成27年3月末までに2mSv/年未満、平成28年3月末までに1mSv/年未満とする計画を含む実施計画の変更認可申請（平成26年3月及び平成26年6月に一部補正）が提出され、平成26年度第14回原子力規制委員会（平成26年6月25日）における議論を踏まえ、同日付けで認可した。

東京電力株式会社は、平成26年8月27日に認可した増設多核種除去設備の試験設備を含め7つの設備を使用して滞留水の処理を進め、RO濃縮水貯槽（直接線・スカイシャイン線）に係る実効線量を、9.19mSv/年（平成26年3月17日時点）

から0.9 mSv／年（平成27年3月末評価値）に低減させる見込みとしている。平成27年3月31日、原子力規制委員会は、本件を踏まえた実施計画の変更認可申請を受理した。

（3）地震・津波等外部事象に対する防護の検討について

平成25年8月に認可した実施計画において、耐震バックチェックの際に用いた平成23年東北地方太平洋沖地震と同程度の地震動（600gal）及びアウターライズ津波（高さ約14m）を基礎として地震及び津波対策の評価を行い、対策を講じてきた。他方、原子力発電所に適用される新規制基準が平成25年7月に施行され、他の原子力発電所では、同基準に基づく地震動及び津波高さの見直しが行われている。

平成26年度第19回原子力規制委員会（平成26年8月6日）において、今後の廃炉に向けた作業が長期間にわたること、地震及び津波によるリスクがあること、東京電力福島第一原子力発電所が脆弱な状態にあること等から当該発電所の実状に即した、適切で有効な対策を早急に進めること等が議論された。

これらを踏まえ、第26回監視・評価検討会において議論を加え、その上で、東京電力株式会社に対し地震及び津波に対する防護の検討を指示し、検討用地震動として水平方向900gal、鉛直方向600gal及び検討用津波として高さ26.3mとする報告を受けた。

（4）海水配管トレンチ建屋接続部止水工事について

高濃度汚染水が滞留する海側トレンチからの漏えいについては、そのリスクの高さから早急な対策の実施を求めてきており、海水配管トレンチ内の汚染水の除去に関する対策について平成25年8月に実施計画を認可した。

汚染水の移送やトレンチの充填に至る具体的な内容については、平成26年3月5日に実施計画の変更認可申請が提出され、第19回、第24回から第30回までの監視・評価検討会において2号機海水配管トレンチ建屋接続部等における凍結止水工事の進捗状況や、汚染水が滞留する状態で水平トンネル部への水中不分離コンクリートの施工方法等について審議した。

また、平成26年8月5日、2号機及び3号機海水配管トレンチ閉塞工事の進捗に伴い、タービン建屋滞留水の水位を、運転上の制限及び水位確認を行う対象に追加するとして実施計画の変更認可申請を受理し、平成26年10月29日に認可した。

(5) サブドレン他水処理施設の本格運転について

平成25年12月にサブドレン集水設備、サブドレン他浄化設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請がなされ、平成26年8月6日付けで認可した。また、平成26年8月には、地下水ドレン集水設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請がなされ、既設護岸エリアの地下水位が変動しないように汲み上げ量を制限する措置が図られること等について審査を行い、平成26年10月21日付けで認可した。

その後、性能試験が行われ、所要の性能が確認されたことから、平成26年12月にサブドレン他水処理施設による処理済水を管理して海洋に排水することとする本格運転に係る実施計画の変更認可申請がなされ、建屋内の滞留水の漏えいが無いようにサブドレンピット内地下水の水位が管理されること、適切な排水管理が担保されること等を確認し、平成26年度第51回原子力規制委員会（平成27年1月21日）における議論を踏まえ、同日付けで認可した。

(6) K排水路からの雨水の港湾外流出について

平成27年2月、2号機原子炉建屋大物搬入口屋上において放射性物質を含む溜まり水について適切な情報公開がなされなかったことに関し、平成26年度第59回原子力規制委員会（平成27年2月27日）において、社内のコミュニケーション不足等について改善するよう指摘した。その後、第33回監視・評価検討会において、排水路を流れる水の実施計画上の整理を行うとともに、放射性物質の濃度及び流量の継続的測定、当該排水路の水の放射性物質濃度の低減対策、汚染の性状に併せた拡散抑制措置（排水路流路の港湾内の付け替え等）、測定頻度を増した港湾内モニタリングの継続について実施計画に追加することを求めた。

また、実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに保安検査を5回、使用前検査を56件、溶接検査を75件実施するなど、東京電力株式会社の取組を監視している。なお、4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、平成25年11月18日から開始されていたが、平成26年12月22日に1553体全ての燃料の取出が完了したことを、原子炉等規制法に基づく保安のための措置上必要と認める保安検査により確認した。また、平成26年度第47回原子力規制委員会（平成26年12月24日）において、使用済燃料の落下や燃料取り出しの際のかじり等、当初想定していたトラブルは発生せず終了したことを報告した。

さらに、施設定期検査については、平成26年度第41回原子力規制委員会（平成26年11月26日）において議論され、今回の検査実績を踏まえ設備の変更及び重要度を勘案した、より効果的な検査手法を検討することとなった。

表 16 実施計画の認可・検査の状況（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	38
使用前検査の終了	56
試験使用の承認	0
一部使用の承認	22
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	41
輸入溶接検査の終了	34
施設定期検査の終了	1
保安検査	5

第3節 特定原子力施設に係る事故・故障等への対応

原子力災害対策特別措置法第25条に基づき、原子力災害発生後の措置の概要について主務大臣等に報告することが求められている。また、原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき、原子力事業者は原子力施設の事故・故障等について主務大臣等に報告することが求められており、原子力規制委員会は、実施計画の認可後に東京電力福島第一原子力発電所で発生した特定原子力施設の事故・故障等について報告を求めている。これらの法律に基づき東京電力株式会社から原子力規制委員会に報告があったもののうち、施設の安定的な運転に影響を与える可能性のある事象や汚染水の系外への漏えい等の事象については、必要に応じ原子力規制委員会が再発防止策等の妥当性について確認している。

原子炉等規制法第62条の3の規定に基づき報告のあった事故・故障等への対応は以下のとおりである。

(1) 集中廃棄物処理施設焼却工作建屋への滞留水の流入

平成26年4月13日、東京電力株式会社より、特定原子力施設に係る実施計画書、高レベルの放射性汚染水である滞留水の移送先としていない焼却工作建屋に滞留水を移送したことについて報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において、現場の状況等について確認し、その状況等を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、焼却工作建屋への流入水の回収等を指示した。

上記の指示等に対して、東京電力株式会社は、滞留水の流入範囲や量の特定、滞留水の分析、プロセス主建屋への移送等を実施しており、原子力規制委員会では、平成26年度第4回原子力規制委員会（平成26年4月16日）及び第20回監視・評価検討会において、計画されていない操作を防止するための現場管理の強化策等について議論した。

本件について、平成26年6月30日（平成26年12月12日付けで一部補正）、原子力規制委員会は、東京電力株式会社より、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後、当該報告を確認し、平成27年度第3回原子力規制委員会（平成27年4月15日）において、懸念すべき環境汚染はなかったこと、当面使用しない移送ポンプの電源切り離し等の再発防止対策が完了していること等の評価を決定した。

(2) 4000トンノッチタンク群からの堰外への漏えい

平成26年6月9日、汚染水タンクエリアに設置してある4000トンノッチタンク群にある2つのタンク側面のボルト部から漏えいがあることを、現地の原子力保安検査官がパトロールにより発見した。東京電力株式会社が現場確認したところ、当該ボルト部から1秒に1滴程度の漏えいがあることを確認した。また、ノッチタンク群は汚染水タンクエリア堰内雨水を一時的に貯留するものであるとして管理対象外としていたため、当該タンク堰のドレン弁は開状態となっていた。このため、堰外への漏えいの可能性について詳細調査を実施した結果、ノッチタンクから漏えいした貯留水が堰外に漏えいしていたことが判明し、6月9日、本事象は法令報告事象に該当するとの報告を受けた。原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、漏えい範囲の特定、漏えい水の量及び濃度の測定、汚染された土壌の回収等を指示した。

上記の指示等に対して、東京電力株式会社は、漏えい範囲の特定や漏えい水の分析、堰内に溜まった水の回収、汚染された土壌の回収等を実施しており、原子力規制委員会では、平成26年度第11回原子力規制委員会（平成26年6月11日）において、持続的な滞留水処理体制の必要性等について議論した。

本件について、平成26年12月17日（平成27年4月20日付けで一部補正）、原子力規制委員会は、東京電力株式会社より、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後、当該報告を確認し、平成27年度第6回原子力規制委員会（平成27年4月28日）において、懸念すべき海洋汚染はなかったこと、雨水処理設備の運用開始等の再発防止対策が完了していること等の評価を決定した。

(3) RO濃縮水タンク連結弁のひび割れについて

平成26年9月4日、東京電力株式会社より、構内G4タンクエリアに設置してあるRO濃縮水タンクの連結弁から滴下があることを発見した旨の連絡を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況等を確認し、原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、堰外漏えいのおそれのあるRO濃縮水移送ラインに設置された同型のバルブについて速やかに亀裂等が無いことを確認すること、原因究明の結果を踏まえたRO濃縮水に係る漏えいバウンダリとなる機器の点検内容の見直し等の再発防止対策を講じることを指導した。

原子力規制委員会では、平成26年度第29回原子力規制委員会（平成26年9月24日）において、同型バルブの点検状況及び事故報告基準の見直しの必要性等について議論した。

(4) 多核種除去設備処理水の移送配管からの漏えい

平成26年12月17日、東京電力株式会社より、多核種除去設備処理水をJ6タンクエリアに移送していたところ、移送配管と接続している分岐配管（片側が開放されている配管）から、当該処理水が漏えいしている旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況等を確認し、原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、漏えい範囲の特定、漏えい水の量及び濃度の測定、染された土壌の回収等を指示した。

上記の指示等に対して東京電力株式会社は、漏えい範囲の特定、漏えい水の分析、汚染された土壌の回収等を実施しており、原子力規制委員会では、平成26年度第47回原子力規制委員会（平成26年12月24日）及び第30回監視・評価検討会において、現場管理体制の強化等について議論した。

(5) 排水路からの管理区域外への漏えい

平成27年2月22日、東京電力株式会社より、排水路に設置されている構内側溝排水放射線モニタの「高」警報が発生し、その後、同モニタの「高高」警報が発生した旨の報告を受けた。福島第一原子力規制事務所において現場の状況等について確認し、その状況を踏まえ、原子力規制庁は、東京電力株式会社に対し、漏えい水の量を算出すること及び警報発生時の対応の改善について検討することを指摘した。

原子力規制委員会では、平成26年度第58回原子力規制委員会（平成27年2月25日）、第32回及び第33回監視・評価検討会において、東京電力株式会社における原因調査の状況、今後の対応等について議論した。

(6) 平成 25 年度に発生した事故・トラブルへの対応

平成25年8月19日に発生したH4タンクエリアからの漏えい事象については、東京電力株式会社は、汚染土壌の回収、モニタリング等による環境影響調査等を行うとともに、タンク底部の接合部から漏えいしたとの推定原因を踏まえた、溶接タンクへのリプレース、タンク堰の弁の閉運用や、堰のかさ上げ等の漏えい拡大防止策等を実施していることを面談等で確認した。その後、平成26年6月30日（平成26年10月31日付けで一部補正）、当該事象の原因と対策に係る報告書（最終報告）を受領した。その後、当該報告を確認し、平成26年度第45回原子力規制委員会（平成26年12月10日）において、懸念すべき海洋汚染はなかったこと、懸念すべき被ばくはなかったこと、溶接型タンクへのリプレース、堰のドレン弁の常時「閉」運用等の再発防止対策がとられていること等の評価を決定した。

このほか、平成 25 年度に発生した事象（B 南タンクエリアからの漏えい、ストレーナ圧力計からの漏えい、H6 タンクエリアからの漏えい、汚染水処理処理設備淡水化装置 RO-3 からの漏えい）については、東京電力株式会社より原因と対策に係る報告書の提出を受けた。当該報告を確認後、平成 27 年度第 3 回原子力規制委員会（平成 27 年 4 月 15 日）において、懸念すべき海洋汚染はなかったこと、再発防止対策が完了していること等の評価を決定した。

また、平成26年度第52回原子力規制委員会（平成27年1月28日）において、報告すべき事故・故障等について、液体状の核燃料物質等が漏えいした場合における除外要件を追加する等、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の見直しについて議論を行った。その後の平成27年度第3回原子力規制委員会（平成27年4月15日）において、液体放射性物質等が漏えいした場合における除外要件等を追加することとする改正案について、行政手続法に基づく意見募集を行うことが決定され、翌日より意見募集を開始した。

第4節 事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。

原子力規制委員会は、平成 24 年度第 34 回原子力規制委員会（平成 25 年 3 月 27 日）において、技術的に解明すべき論点について、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員（当時）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構職員からなる「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を立ち上げることとし、平成 25 年 5 月に検討会を設置した。

その後、検討会における議論及び東京電力福島第一原子力発電所の現地調査（平成 25 年度は 5 回の検討会と 4 回の現地調査、平成 26 年度は 1 回の検討会と 5 回の現地調査）等による検討を進め、平成 26 年度第 31 回原子力規制委員会（平成 26 年 10 月 8 日）において中間報告書を取りまとめ、「NRA 報告」として公表した。本中間報告書については、英語版を作成し、IAEA や OECD/NEA 等に送付するなど、国際社会への発信を行った。

中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されているさまざまな課題、未解明事項などのうち、まずは、国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている以下の事項を対象に、これまでに得られているプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、それぞれについて原子力規制委員会の見解を取りまとめた。

- 1 1号機での小規模漏えいの発生
- 2 1号機 A 系非常用交流電源系統の機能喪失
- 3 1号機原子炉建屋 4 階での出水
- 4 1号機において小規模漏えいの発生により逃し安全弁が不作動となった可能性
- 5 1号機非常用復水路の作動状況
- 6 3号機使用済燃料プール内の臨界の可能性及び白煙の発生
- 7 4号機原子炉建屋における水素爆発

例えば、1号機 A 系非常用交流電源系統の機能喪失については、国会事故調の報告書が公表された後に新たに追加されたデータ、現地調査による損傷の有無等の確認等を踏まえ、津波による浸水がその要因であると考えられるとの見解を取りまとめている。

なお、中間報告書を取りまとめる際には、原子力規制委員会は東京電力株式会社から調査結果等について報告を受けており、東京電力株式会社が行う今後

の調査等において新たな事実が判明した場合には、速やかに公表・報告されることとなっている。

今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしている。

第5章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

第1節 規制基準等の継続的改善

1. 規制基準の継続的改善

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関が定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等の新規規制基準を施行した。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む）については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、不断の見直しを行うこととしている。

平成26年度中に原子力規制委員会が行った規制基準の制定又は改正の具体例は以下のものがある。

（1）米国 Byron2 号機の 1 相開放故障を受けた対応

平成24年1月30日、米国の Byron2 号機において、外部から所内電源系に給電している架線の碍子が脱落し、当該3相交流電源に1相開放故障が発生した。その結果、原子炉が緊急停止し、安全系補機が起動したが、この故障が検知されなかったため、非常用ディーゼル発電機が起動せず、電圧が不平衡となって安全系補機類が過電流により緊急停止した。本事象について、原子力規制委員会は国内でも新しい知見であると判断した。

これを受け、原子力規制委員会は、1相開放故障が発生し電力供給が不安定になった場合に、このことを検知し、電力供給の安定性が回復できることを要求するため、平成26年7月に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」及び「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の一部改正を行うとともに、平成26年10月には「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」についても一部改正を行った。

（2）特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドの制定

故意による大型航空機衝突等のテロリズムへの対策については、平成25年7月の新規規制基準の施行段階で必要な機能を全て備えていることを求めている。また、その信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設として、特定重大事故等対処施設を施行から5年以内に設置することを要求している。本施設については、原子炉建屋近傍に設置する場合、故意による大型航空機衝突への

頑健性が要求される。

原子力規制委員会はこの頑健性等の審査において、評価手法の妥当性を判断する上での参考として、平成 26 年 9 月に「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド」及び「実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド」を制定した。

(3) その他

平成 26 年 4 月に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」について、記載の適正化を行った。また、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」について、川内原子力発電所の設置変更許可申請書に関する審査書案に対するパブリックコメントにおける指摘により誤りが確認されたことから、同年 9 月に同ガイドの一部改正を行った。

2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討について

原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い、比較的放射能濃度が高い炉内構造物等の放射性廃棄物が発生するが、これらに係る規制基準等は整備されていない。

このため、平成 26 年 10 月 1 日、原子力規制委員会は、原子力規制庁に対し、原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する放射性廃棄物に係る規制（第二種廃棄物埋設に係る規制）について、課題を整理するよう指示を行った。

この指示に基づき、同月 29 日、原子力規制庁は、原子力規制委員会において、放射能の減衰が見込まれるものについての規制基準等の整備を優先的に進めることが適当である旨の報告を行った。

この報告を踏まえ、原子力規制委員会は上記の検討を進めるため、12 月に「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」を設置し、平成 26 年度においては 3 回の検討チーム会合を開催した。

3. 民間規格の活用

我が国の原子炉等規制法に基づく規制基準は、性能水準を規定している。原子力規制委員会は、性能水準を満たす詳細仕様に関し、予め技術評価を行った上で、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等（以下「学協会」という。）の民間規格を活用することとしている。

（１）民間規格の技術評価の実施及び技術基準規則の解釈への反映

①設計・建設規格 2012 年版及び材料規格 2012 年版

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第 I 編 軽水炉規格＞（以下「設計・建設規格」という。）2012 年版及び「発電用原子力設備規格 材料規格」（以下「材料規格」という。）2012 年版の技術評価を行うため、平成 25 年度に引き続き、「設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム」において議論を行った。平成 26 年度中に開催した 1 回を含む計 5 回の検討会合における議論の後、パブリックコメントを経て、技術評価書を平成 26 年 8 月に決定し、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「技術基準規則解釈」という。）を一部改正した。

②溶接規格 2012 年版／2013 年追補

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 溶接規格」（以下「溶接規格」という。）2012 年版／2013 年追補の技術評価を行うため、平成 26 年 7 月に「溶接規格の技術評価に関する検討チーム」を設置し、4 回の検討会合を開催した。検討会合における議論の後、パブリックコメントを経て、技術評価書を平成 27 年 2 月に決定し、技術基準規則解釈を一部改正した。

③維持規格 2012 年版／2013 年追補

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 維持規格」2012 年版／2013 年追補の技術評価を行うため、平成 27 年 1 月に「維持規格の技術評価に関する検討チーム」を設置した。

④原子炉構造材の監視試験方法 2013 年追補版

民間規格の技術評価の実施に係る計画の見直し（後述）に基づき、日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法」2013 年追補版の技術評価を行うため、平成 27 年 1 月に「原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム」を設置し、平成 26 年度においては 3 回の検討会合を開催した。

(2) 民間規格の技術評価の実施に係る計画の見直し

民間規格の技術評価については、「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」（平成 25 年 8 月 28 日原子力規制委員会）に基づき、計画的に実施することとしている。

原子力規制委員会は、平成 27 年 1 月にこの計画について見直しを行った。具体的には、「原子炉構造材の監視試験方法」2013 年追補版の技術評価を同計画に新たに組み込み、「発電用原子力設備規格 維持規格」2012 年版／2013 年追補の技術評価と並行して実施することとした。

(3) 民間規格の誤りを踏まえた対応

溶接規格 2012 年版／2013 年追補の技術評価の過程において、設計・建設規格 2012 年版の規定に誤りがあることが確認され、日本機械学会は当該規定の誤りを訂正する正誤表を平成 26 年 9 月に発行した。

これを踏まえ、民間規格に誤りがあり学協会が訂正するとした際の取扱いを明確にするため、「今後の原子力規制委員会における民間規格の活用について」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）の見直しを行った。

(4) 学協会との意見交換

平成 26 年 9 月、日本機械学会の規格に誤りが確認されたことを踏まえ、原子力規制委員会は、平成 26 年度第 56 回原子力規制委員会（平成 27 年 2 月 12 日）において、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会の規格策定委員会と、学協会における規格策定プロセスのトレーサビリティ及び誤記への対応について意見交換を行った。

第2節 原子力安全研究の推進

1. 原子力安全研究の実施

原子力規制委員会が、その業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実施し、科学的・技術的知見を蓄積していくことが不可欠である。

このため、原子力規制委員会が実施すべき安全研究の目的をより明確に意識し、課題の解決につながる成果が得られるようにするとともに、蓄積された科学的・技術的知見が原子力安全規制等に的確に反映され、継続的な改善につながるよう、安全研究を実施していく必要がある。

原子力規制委員会は、平成 25 年度第 23 回原子力規制委員会（平成 25 年 9 月 25 日）において、「原子力規制委員会における安全研究について」を取りまとめ、原子力規制委員会における安全研究として実施すべき研究分野を特定した。

この「原子力規制委員会における安全研究について」に基づき、原子力規制委員会は必要な予算措置を行い、国内外の研究機関と連携した安全研究を実施している。

（1）安全研究の実施状況

「原子力規制委員会における安全研究について」に基づき、重要性が高いと考えられる、重大事故に関連する以下の 3 つの研究分野をはじめ、特定原子力施設に関する研究、バックエンドに関する研究並びに地震、津波及び火山に関する研究など、41 の安全研究プロジェクトを実施した。

- ・安全解析手法・解析コードの整備
- ・軽水炉の事故時の熱流動現象に係る技術的知見の整備
- ・重大事故に係る技術的知見の整備

（2）安全研究の成果

原子力規制委員会は、安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA 技術報告」として公表している。平成 26 年度は以下の 3 件を公表した。また、17 件の論文投稿、47 件の学会発表を行った。

表 17 平成 26 年度に公表した NRA 技術報告

発行年月	タイトル
平成 26 年 8 月	炉心損傷防止対策の有効性評価事象の分析 (PWR)
平成 26 年 8 月	格納容器損傷防止対策の有効性評価に係る重要事象の分析 (PWR)
平成 26 年 12 月	防潮堤に作用する津波波圧評価に用いる水深係数の適用範囲について

2. 原子力安全研究の評価

(1) 安全研究に係る評価の実施

安全研究については、その進捗状況及び研究成果の原子力安全規制等への活用状況について評価を行い、必要に応じて改善していくことが重要である。このため、原子力規制委員会は平成 26 年 4 月、「原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について」を了承し、すべての安全研究プロジェクトに対して政策的観点からの評価及び技術的観点からの評価を実施することとした。

(2) 平成 25 年度実績の年次評価及び平成 26 年度計画の策定

原子力規制庁は、平成 26 年 9 月に平成 25 年度安全研究成果及び平成 26 年度安全研究計画に関する年次評価結果を原子力規制委員会に報告した。

平成 25 年度実績については、平成 25 年度に計画された安全研究プロジェクトのうち、新規制基準への対応や東京電力福島第一原子力発電所事故関連の研究を優先する等の要因により研究の一部実施を見送った 7 件を除き、平成 25 年度安全研究計画が達成されていると評価した。また、これらのうち 7 件が、新規制基準、関連するガイド類の整備及び新規制基準への適合性審査等に研究成果が活用され、特に成果を挙げたとして評価された。

平成 26 年度計画については、近い将来に見込まれる安全性向上評価の妥当性確認に活用すること、最新知見に基づく継続的かつ安定的な安全審査に不可欠な技術基盤を整備すること等を目的とする 7 件を特に重点的に実施していくべきプロジェクトとした上で、各種情勢の変化等を踏まえてプロジェクトの終了又は見直しを行った。

第3節 人材の確保・専門性の向上

1. 人材の確保

実効ある原子力規制を実施していくためには、原子力規制委員会の高度な専門技術的判断を支える専門性を有する人材の確保が不可欠であり、原子力規制委員会は発足以来、民間等の実務経験者や将来原子力規制行政を担う若手職員などの確保に努めてきた。これまで、優れた知識・技能を有する実務経験者や将来の原子力規制行政を担う新人職員あわせて 100 人を超える職員を採用している。

平成 26 年度、民間等からの実務経験者の採用については、新規制基準への適合性審査、現場の施設に対応した検査、地方公共団体との対話を密にして原子力防災対策を行う行政職員や、原子力規制委員会が強化すべき技術研究・技術調査業務を担当する研究職員、会計や庶務等の事務管理を担当する職員を対象とした採用活動を行い、平成 27 年 4 月 1 日までに 57 人を採用した。引き続き、即戦力となりうる優れた知識や技能を有する職員の募集を実施していく。

また、将来原子力規制行政を担うこととなる新規採用者については、平成 27 年度の採用活動にて 22 名を採用した。この採用に関して、意欲ある優秀な人材を確保するため、平成 26 年度からの総合職採用に当たり、例年 6 月下旬から行われる夏の官庁訪問に加え、他の技術系官庁と同様に春の官庁訪問も実施したほか、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するため、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）や、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を実施した。これらの職種へ応募する有為な人材を多数確保するため、規制行政の重要性の理解が深まるよう原子力規制庁の業務紹介等広報活動を積極的に実施した。

なお、原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 2 項においては、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されている。原子力規制委員会では、原子力利用を推進する行政組織の範囲など、同規定の運用方針を明確化し、早期に公表することとしている。

2. 専門性の向上

原子力規制は、原子炉工学、耐震及び耐津波評価、放射線防護、確率論的リスク評価等の高度な専門技術的判断が求められる行政分野であり、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠である。

このため、原子力規制委員会は、平成 26 年 3 月 1 日の原子力安全基盤機構との統合により同機構の有する専門的能力を持った人材を取り込んだことに加え、独自に新人職員の採用を開始した機を捉え、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にするため、平成 26 年 6 月 25 日に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を策定した。さらに、当該基本方針に定められた人材育成に係る施策の進め方として、「職員の人材育成に係る施策の進め方について」が平成 26 年 9 月 3 日に原子力規制委員会で承認された。

この基本方針等に則って、平成 26 年 3 月に新たに原子力規制委員会に設置した原子力安全人材育成センターを活用し、人材育成・研修に係る施策を推進することとした。

具体的には、まず、原子力規制委員会職員が担当業務の遂行上必要な力量（知識及び技能）を計画的に修得できる仕組みの構築に向け、主要な業務ごとに力量の明確化を行うこととし、研修受講履歴を含む職員の力量を管理するシステムの導入を開始した。

また、原子力規制委員会は、新規規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態の把握や重大事故等への対応能力の向上等を目的として、通常運転時のほか事故時や重大事故時を含めて、発電炉に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータの開発・整備を開始した。

さらに、原子力規制委員会では、ベテラン職員等から若手職員等へ高度な知識等を計画的に伝承していくため、知識管理に係る実施体制や情報システムの整備を行うとともに、伝承対象知識の特定、収集、整理等を開始した。

このほか、今年度から原子力規制委員会独自の新規採用者が多く入庁したことを受け、新規採用者導入教育として 2 年間の研修プログラムを設け、原子力安全規制法体系、原子力施設、放射線防護、安全文化等の職員共通の基礎知識に関する研修を行うとともに、現場経験として原子力規制事務所の業務を経験する研修等を行った。

上記の施策以外にも、前年度に引き続き、現在の職員の専門性を向上させるため、職員向けの各種研修プログラム等を設けて計画的に実施した。具体的には、原子炉等規制法改正の趣旨を含め①法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備を用いた検査実習や模擬試験装置を使った異常事象の発生メカ

ニズムを理解し、計測方法等を習得する実技研修、③外部の研修用プラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習、④英会話等の語学力を向上させる研修や海外の規制機関等への短期派遣研修、基礎知識の習得から専門性及び国際性の向上を図るための研修等を実施した。

また、国内の関連大学院へ職員 3 名、IAEA 等の国際機関にも職員を派遣した。さらに、米国 NRC へ職員を派遣したほか、引き続きその他の海外の原子力規制機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。

上述した原子力規制委員会職員に対する人材育成のほか、原子力安全人材育成センターでは、原子炉の運転や核燃料物質の取扱いに関する保安・監督を行う原子炉主任技術者や核燃料取扱主任者に選任される資格を付与するための国家試験を実施し、原子炉主任技術者試験については 19 名、核燃料取扱主任者試験については 22 名に対し免状の交付を行った。

第6章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

第1節 核セキュリティに係る取組

1. 核セキュリティに関する検討会

原子力規制委員会が平成24年度に設置した核セキュリティに関する検討会においては、我が国の核セキュリティ上の課題を踏まえ、原子力施設における作業従事者に対する個人の信頼性を確認する制度の導入、輸送時の核セキュリティ対策、放射性物質及び関連施設の核セキュリティを優先課題として検討を行っている。平成26年度においては、それぞれの課題については、幅広い観点から実務上の検討を行うことが必要であるため、検討会の下に設置したワーキンググループで検討を行った。

(1) 個人の信頼性確認制度の検討

個人の信頼性確認制度とは、原子力発電所等における内部脅威対策の手段の1つであり、内部で働く人の経歴等の個人情報等に基づき、その人の重要区域へのアクセス等を制限する措置である。核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225）（以下、「核物質防護勧告」という。）においては、個人の信頼性確認の実施が勧告されている。

平成25年度から「個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ」において具体的検討を行ってきたところであり、平成26年度は、計3回のワーキンググループを開催し、平成26年12月5日に開催した第5回ワーキンググループにおいては、制度の方向性についての報告書案を提示し、有識者から意見を求めた。

(2) 輸送時の核セキュリティ対策の検討

特定核燃料物質の事業所の外における運搬については、当該物質の性質等に応じた核物質防護区分を国内法令に定め、所要の核物質防護措置を講じることを求めている。

フランスから返還が予定されている、長半減期低発熱放射性廃棄物（以下「TRU 廃棄物」という。）については、現行法令上、核物質防護区分が明確になっていなかったところ、輸送容器の仕様が明らかになったことを踏まえ、平成25年度から「輸送における核セキュリティに関するワーキンググループ」においてTRU 廃棄物の防護区分について検討を行ってきた。平成26年8月1日に開催した第3回核セキュリティに関する検討会において「長半減期低発熱放射性廃棄物(CSD-B 及び CSD-C)の輸送時の核物質防護区分」についての報告書を取りまとめ、同年8月20日第20回委員会において、当該検討結果を報告し

核物質防護区分を決定した。

これを受け、「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則」を改正することとし、平成 26 年 11 月 17 日から 12 月 16 日まで当該規則の改正案について意見募集を行った。また、平成 23 年に発行された核物質防護勧告に対応するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」についても改正することとし、当該規則の改正案についても、併せて意見募集を行った。

(3) 放射性同位元素に係る核セキュリティの検討

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ以降、核物質を用いた核爆発装置だけでなく、放射性同位元素の発散装置（いわゆるダーティボム等）の脅威が懸念されるようになった。放射性同位元素の発散装置は犯罪に使用された場合の影響の大きさが核爆発装置に比して大幅に小さいものの、テロ等が多様化する中で、テロリスト又は犯罪者グループが悪意を持って放射性同位元素を使用する懸念が生じた。これに伴い、核物質ばかりでなく放射性同位元素の防護を含めた核セキュリティの確保に対する国際的な関心が高まり、その重要性が増している。

国際原子力機関においても検討が進められ、「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」が作成されている。

こうした情勢を踏まえ、我が国においては、テロや犯罪への対策を含む放射性同位元素に係る核セキュリティに関する具体的な検討を進めるため、平成 26 年 8 月 1 日に実施した第 3 回核セキュリティに関する検討会において、放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループを設置した。

平成 26 年 10 月 10 日に開催した第 1 回ワーキンググループ及び平成 26 年 12 月 19 日に開催した第 2 回ワーキンググループにおいては、事業者が講ずるべき放射性同位元素を防護するための措置について有識者から意見を求めた。

2. 核セキュリティ文化を醸成する取組

事業者における核セキュリティ文化の醸成活動については、平成 24 年、事業者における核セキュリティ文化の醸成活動及び経営層の関与について実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等に明記し、規制の要件としたことを受け、平成 26 年度は核物質防護検査等を通じ事業者の取組状況を確認した。

原子力規制委員会においては、原子力規制委員会委員が、事業者経営層に対する直接の説明や面談を行い、核セキュリティ文化醸成活動への経営層の関与について意識の強化を図った。

また、「原子力規制委員会の組織理念」に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針とし

て「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成 26 年度第 50 回委員会（平成 27 年 1 月 14 日）において決定した。

表 18 核セキュリティ文化に関する行動指針

<p>核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。 原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化に醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。 また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。</p> <p>行動指針</p> <p>1. 脅威に対する認識 核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。</p> <p>2. 安全との調和 核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。</p> <p>3. 幹部職員の務め 幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。</p> <p>4. 教育と自己研鑽 業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。</p> <p>5. 情報の保護と意思疎通 核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。</p>
--

3. IAEAの国際核物質防護諮問サービス (IPPAS)

IPPASとは、IAEA加盟国からの要請に基づき、IAEA主導のもと、各国の核物質防護専門家から構成されるチームが、その国の政府及び原子力施設を訪れ、施設の核物質防護措置の内容を確認するとともに、政府関係者及び原子力事業者からのヒアリングを行うことで、核物質防護条約及び核物質防護勧告へ準拠した防護措置を実施する上で必要な助言等を行うものである。(平成26年12月までにIAEAでは41か国に65ミッションを派遣)

我が国は、平成26年1月にIAEAに対し、平成27年春までにIPPASミッションを受け入れる旨の正式要請を行い、同年3月にオランダ・ハーグで開催された第3回核セキュリティ・サミットにおける安倍総理のサマリー・ステートメントにおいても、IPPASミッションを受け入れる旨、表明した。

平成26年6月30日、7月1日のIAEAとの公式事前準備会合を経て、平成27年2月16日から27日までの間IPPASミッションを受け入れた。

IAEAのミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示された。

原子力規制委員会は、今後最終的に示される正式報告書の勧告事項や助言事項について、必要に応じ関係省庁と協議しつつ精査・検討し、既存の取組の継続的な改善の一環として適切な措置を講じることとしている。

4. 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の改正

平成17年にIAEAにおいて開催された核物質防護条約改正案の審議のための会議において、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化するため、核物質防護条約の改正が採択された。改正の発効に向け、平成24年の第2回核セキュリティ・サミットにおいて、締約国は平成26年までに条約の改正を締結するための手続を加速化することが強く要請された。こうした国際的要請を踏まえ、我が国として条約の改正内容を担保するための法制上の措置を講ずるため、政府は、平成26年2月、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出した（平成26年4月16日成立）。

平成26年6月28日、我が国は、IAEAにおいて、「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を国際原子力機関事務局長に寄託した。（平成27年2月18日時点の締約国は、我が国を含めて84か国。この改正は、条約締約国（151か国）のうち、101か国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる）

5. 核物質防護規定の認可

平成 26 年度における核物質防護規定の変更に係る認可等の件数は、表 19 のとおりである。

6. 核物質防護検査

特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の遵守状況について、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、検査を実施している（核物質防護検査）。

平成 26 年度の核物質防護検査においては、平成 23 年度に行われた実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正による防護措置の強化に係る事業者の取組状況の確認、核セキュリティ文化醸成活動の実施状況評価等を重点的に行った。平成 26 年度における核物質防護検査の件数は、表 19 のとおりである。

表 19 核物質防護規定の認可等の件数（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

核物質防護規定の変更の認可	56 件 (内訳) 加工施設 4 件 試験研究用等原子炉 4 件 実用発電用原子炉 26 件 研究開発段階炉 6 件 貯蔵施設 0 件 再処理施設 2 件 廃棄物管理施設 1 件 核燃料物質使用施設 12 件 特定原子力施設 1 件
核物質防護規定の遵守状況の検査	59 件 (内訳) 加工施設 7 件 試験研究用等原子炉 7 件 実用発電用原子炉 17 件 研究開発段階炉 2 件 貯蔵施設 1 件 再処理施設 2 件 廃棄物管理施設 2 件 核燃料物質使用施設 20 件 特定原子力施設 1 件

7. 核物質防護規定遵守義務違反への対応

(1) 独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

平成26年2月24日、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所から、「原子力科学研究所敷地内（立入制限区域外）において不審者を発見した。」との連絡を受けた。調査の結果、当該不審者は、車両により正門（立入制限区域出入口）から入域したこと、そのとき正門にて警備員が当該車両の同区域への入域を認識していなかったことが判明した。

原子力規制委員会では、本件に係る事象の詳細及び核物質防護措置上の問題点を確認した結果、原子力科学研究所の核物質防護規定のうち

- ① 出入管理に関する下部規定の整備
- ② 核物質防護管理者の職務
- ③ 立入制限区域への出入管理

について、核物質防護措置の不履行があると認めたことから、本件を核物質防護規定遵守義務違反と認めた。

本件は、意図的にあるいは悪意をもって不履行に至らしめた「組織的不正行為」とまでは言えないものの、本件に係る事象が組織体制に起因し、かつ核物質防護上、重大な事態に陥る可能性が存在し、防護措置の機能に影響を及ぼしたことが認められるものと判断し、平成26年9月12日、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して文書により厳重に注意するとともに、立入制限区域の設定の見直しを含めた再発防止を求めた。

(2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所

中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、防護区域内防護対象枢要設備に対する防護措置について、核物質防護規定の施行期日経過後においても、当該防護措置が未実施であったという核物質防護規定遵守義務違反が認められた。

原子力規制委員会は、本件に係る事象の詳細及び核物質防護措置上の問題点を確認した結果、根本的な原因として、核物質防護管理者を含む核物質防護担当者の法令遵守及び核セキュリティに対する意識の不足、組織的な業務のチェック機構の欠如を認めた。

本件は、意図的にあるいは悪意をもって不履行に至らしめた「組織的不正行為」とまでは言えないものの、本件に係る事象が組織体制に起因し、かつ、防護措置の機能に影響を及ぼしたことが認められるものと判断し、平成27年1月30日、中部電力株式会社に対して文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めることとした。

第2節 保障措置に係る取組

原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定³¹及び追加議定書³²に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認を IAEA から受けるため、①原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめて IAEA に報告し、②その報告内容が正確かつ完全であることを IAEA が現場で確認をするための査察等への対応を行い、これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和利用への信用の維持に努めている。

なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動が行われている。具体的には、4～6号機及び共用プール等にある核物質に対しては通常査察が行われるとともに、高放射線の影響等により通常の保障措置活動の実施が困難な1～3号機では核物質の未申告の持ち出し等がないことについて原子炉建屋外に設置された監視システム等による確認が行われており、これらに加え、施設の設計、運転状況が申告どおりであることを確認する活動が実施されている。

IAEA は、毎年、前年に行った保障措置活動についてとりまとめた「保障措置声明」を公表し、保障措置協定が発効しているすべての国についてその活動の評価結果を示している。平成26年6月20日に公表された「2013年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされている³³。

この評価を受けて、我が国においては、ランダム査察³⁴などの活用により我が国全体としての保障措置活動の最適化を目指した「統合保障措置」が IAEA により導入されている。

³¹ 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定

³² 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書

³³ http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/news/20140709_sir.html
http://www.iaea.org/safeguards/publications_news/es/es2013.html

³⁴ IAEA の査察回数の低減を目的とし、従来、計画的に実施していた方法に代えて短時間通告によりランダムに実施する査察

第7章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

第1節 原子力災害対策に係る取組

東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。

原子力災害対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として内閣に原子力防災会議が設置された。

原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を充て、議員に全ての国務大臣及び内閣危機管理監を充てている。原子力防災会議の事務局長は、環境大臣が担う。

また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される原子力災害対策本部においては、副本部長に、従来の経済産業大臣に加え、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長を充て、本部員に全ての国務大臣及び内閣危機管理監を充てている。原子力災害対策本部における役割分担としては、技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応する。原子力災害対策本部の事務局長は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が担う。

平成26年度末時点の政府全体の原子力防災体制については、図5のとおりである。

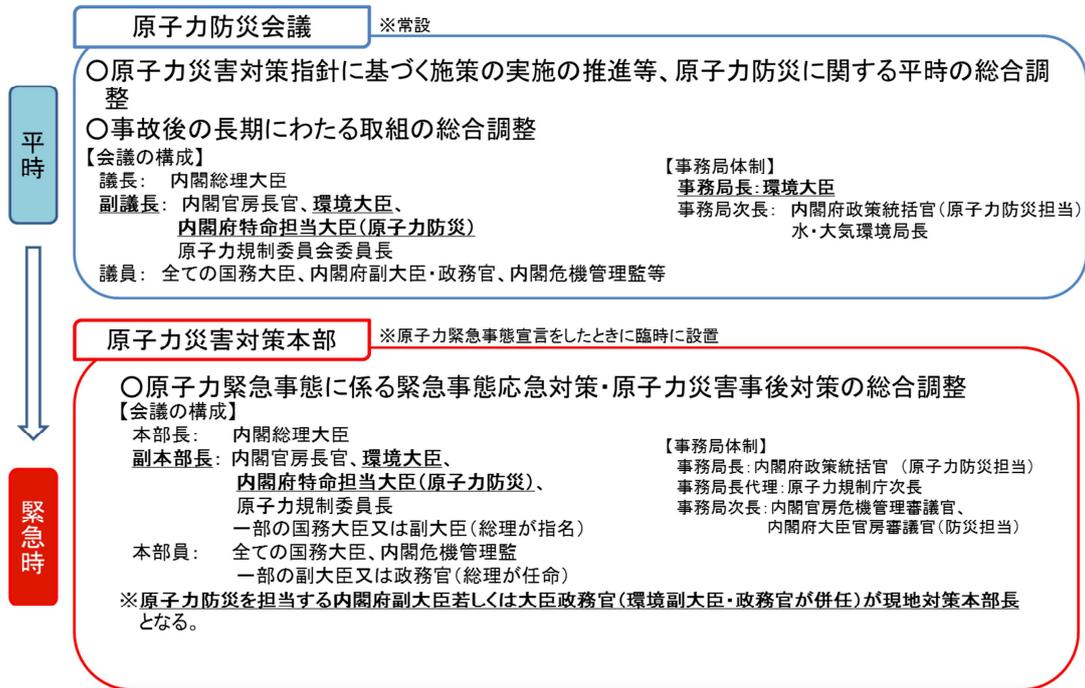


図5 政府全体の原子力防災体制

さらに、原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会では、平成24年10月31日に同指針を策定し、平成24年度に1度、25年度に2度の改定を行った。平成26年10月以降に原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、同指針に挙げられた課題である東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準について検討を行った。このほか、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)等の予測的手法を防護措置の判断に利用することが適切ではないことから、予測的手法に係る記載の削除や、緊急時モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備についても検討を行った。

これらの検討結果を踏まえ、平成27年3月には、行政手続法に基づくパブリックコメントを実施し、平成27年4月22日に同指針を改定した。

第2節 緊急時対応への取組

1. 原子力事業者防災訓練

原子力災害対策特別措置法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成 25 年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っている。平成 26 年度の報告会においては、前年度に抽出された共通の課題への取組状況や今後の課題等について、原子力事業者と意見交換を行い、前年度よりも訓練への取組状況が充実してきていることを確認した。

また、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）と原子力施設事態即応センターとのより広い情報共有のあり方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を行っている。

2. 原子力規制委員会としての危機管理に係る取組

平成 26 年 10 月 14 日に、原子力防災体制の充実・強化のため原子力規制委員会と内閣府の組織が改編されたことに伴い、原子力規制委員会防災業務計画等を改正し、原子力災害時において、原子力規制委員会と内閣府（原子力防災担当）の合同対策本部を設置することとするなど、必要な体制整備を図った。

また、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づき、宿日直による常時対応体制を始めとする初動対応能力の維持向上に努めている。

具体的には、初動対応マニュアルに基づいた一連の業務、すなわち情報収集、警戒本部設置判断、庁内緊急参集メール等の作成及び送付、情報を送付すべき関係省庁への FAX 配信及び電話連絡要領等をまとめた宿日直簡易チェックリストを作成し、実務の補助・参考とするとともに、実務研修を通じて指示・判断能力、情報収集及び伝達能力の維持・向上を図っている。

3. 原子力総合防災訓練に係る原子力規制委員会としての取組

平成 26 年 11 月 2 日、3 日に、志賀原子力発電所を対象として、国、地方公共団体、原子力事業者の合同で、内閣総理大臣も参加し、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力総合防災訓練が実施された。今回の訓練は内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織発足後初めての訓練であり、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織と原子力規制委員会との連携を確認した。また、他の原子力施設所在地域においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、現地の原子力防災専門官や地方放射線モニタリング対策官をはじめとした原子力規制庁職員が訓練計画作成の支援を行うとともに、訓練へ参加した。防災訓練により得られた経験も踏まえて、地域の原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

第3節 放射線モニタリングの充実

1. 緊急時モニタリング体制の充実

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしており、原子力規制委員会では、この方針に従い、現在、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図っているところである。

この体制整備等に当たって、原子力規制庁は、所在都道府県及び関係周辺都道府県の緊急時モニタリング計画の記載項目等の基本的な考え方及び例文を示した「緊急時モニタリング計画作成要領」を平成26年6月12日に作成し、公表した。また、平成26年10月29日には、原子力災害対策指針において、国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者等の関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施することが定められたことを踏まえ、その中核となる緊急時モニタリングセンターの体制、運営の在り方等を明確化するため、「緊急時モニタリングセンター設置要領」を作成し、公表した。本設置要領に基づき、原子力施設立地地域に緊急時モニタリングセンターの資機材の整備を進めている。

さらに、原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた「緊急時モニタリングに係る動員計画」を平成27年1月21日に策定し、公表した。

加えて、原子力規制庁は、原子力施設立地地域において、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行うことを目的とし、地方放射線モニタリング対策官事務所を設置している。平成26年度には、平成25年度までに設置した青森県、福島県及び福井県に加え、茨城県、福井県大飯・高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県に新たに設置し、各事務所に地方放射線モニタリング対策官を配置した。

このほか、放射性物質の放出後の防護措置を適切に判断し、実施するため、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年度からの試験運用に向けた準備を行っている。

2. 東京電力福島第一原子力発電所の事故に対応した放射線モニタリング

原子力規制委員会では、平成 25 年度に文部科学省より放射線モニタリングの実施に係る事務が移管されたことも踏まえ、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月 1 日改定）に基づき、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率等のモニタリング等を実施し、解析結果を、毎週公表している。

（1）福島県全域における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県全域において、航空機モニタリングを実施し、平成 27 年 2 月に、平成 26 年 9 月 20 日時点の東京電力福島第一原子力発電所から 80km 圏内における空間線量マップ並びに福島県及びその近隣県における空間線量率マップを公表した。また、平成 26 年 8 月に「平成 25 年度東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の長期的影響把握手法の確立事業」の成果報告書を公表し、この中で走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の測定結果を掲載した。

（2）モニタリングポストによる福島県及び近隣県の空間線量率の把握

福島県及び近隣県の学校等の公共性の高い場所に地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト 708 台及びリアルタイム線量測定システム 3,036 台によって空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムでホームページに公表するとともに、被災地のニーズに対応した可搬型モニタリングポストの移設等を随時実施することで機器の有効活用及び連続測定を担保している。

（3）海域のモニタリング

前年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域のモニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施している。原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾等における海水・海底土の採取、分析を行った。

なお、平成 25 年 11 月には IAEA の海洋モニタリングの専門家が、原子力規制委員会を含む関係省庁に対する海洋モニタリングに関するヒアリング及び採水方法や分析方法についての視察を行った。また、平成 26 年 9 月及び 11 月に IAEA 環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取し、分析結果の相互比較や分析機関の力量評価の結果、日本のデータの信頼性が高いことを確認した。

3. 全国的な放射線モニタリング等の実施³⁵

原子力規制委員会は、平成 25 年度に文部科学省より放射線モニタリングの実施に係る事務が移管されたことを受け、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前より文部科学省が継続して行っていた以下の事業を、平成 25 年度から引き続き実施している。

(1) 環境放射能水準調査（昭和 32 年度より実施）

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成 25 年度までの測定結果については順次データベース化し公表した。さらに全国 297 カ所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会のホームページで公表した。

(2) 海洋環境放射能総合評価（昭和 58 年度より実施）

原子力発電所及び核燃料再処理施設の周辺海域（全 16 海域）において、海水・海底土・海産生物を年 1 回程度採取し放射能調査を実施した。また、平成 25 年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。

(3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和 49 年度より交付金を交付）

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った（平成 26 年度予算 68.6 億円）。さらに、宮城県における放射線監視体制の整備のため、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた原子力センターの再建事業に対する財政的支援を行った（平成 25 年度補正予算 15.8 億円）。

また、各地方公共団体から報告のあった測定結果をデータベース化し公表した。

(4) 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修（平成 2 年度より実施）

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」及び「モニタリング実務研修」を実施した。

³⁵ 平成 25 年 4 月 1 日、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、モニタリング実施に係る事務が文部科学省から移管された。

4. 原子力艦寄港に係る放射能調査の実施³⁶

原子力規制委員会は、米国原子力艦が寄港する三港（横須賀港、佐世保港、金武中城港）において、定期的に放射能調査を実施するとともに、原子力艦の入出港時及び寄港時においては海上保安庁等関係機関と連携し、海水等を採取し放射能分析を実施した。原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会のホームページで毎日公表した。また、平成 25 年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。

³⁶ 「全国的な放射線モニタリング等の実施」と同様に、平成 25 年 4 月 1 日、文部科学省から事務が移管された。

第4節 事故・故障等への対応

原子炉等規制法等では、原子力事業者等に対し、原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務づけている。

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、原子力事業者等が原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会に報告した事故・故障等は 6 件であり、その内訳は、実用発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）が 5 件、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質使用施設が 1 件、研究開発段階にある原子炉施設（もんじゅ、ふげん）とその他原子力施設（加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設）が 0 件である(表 20)。また、放射線障害防止法に基づき放射性同位元素等取扱事業者が原子力規制委員会に報告した事故・故障等は 2 件である(表 21)。

さらに、原子炉等規制法及び放射線障害防止法の規定に基づき、原子力規制委員会への報告が義務付けられている事故・故障等(以下、「法令報告事象」という。)については INES³⁷による評価を運用している。INES レベルの格付けを行った場合、レベル 2 以上の事象または国際的に関心が高いと思われる事象については、レベルの格付けを IAEA に報告することとなっている。

ただし、INES は、通常原子力施設を念頭にした尺度であるため、平成 23 年 3 月 11 日の事故により大きく損傷している東京電力福島第一原子力発電所にあてはめるのは混乱を生じさせる可能性がある。したがって、東京電力福島第一原子力発電所については、事象の概要、環境への影響、原子力規制委員会が採った措置について文章で丁寧に説明することとし、INES によるレベル付けは行わないこととした。

平成 26 年度は東京電力福島第一原子力発電所における汚染水貯留設備 RO 濃縮水貯槽からの漏えいについて、INES によるレベル付けの対象としない旨を IAEA に報告している。

³⁷ INES は、IAEA 及び経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) が、原子力施設等の個々の事故・故障等について、それが安全上どのような意味を持つか、簡明に表現するための指標として策定したもの。評価レベルは、レベル 0 (安全上重要でない事象) からレベル 7 (深刻な事故) に分類して評価している。

表 20 原子炉等規制法に基づく報告を受けた事故・故障等一覧（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

発生日 ^{※1}	施設名	概要	INES
(1) 特定原子力施設			
H26.4.13	東京電力福島第一原子力発電所	<p>【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 26 年 4 月 10 日、東京電力福島第一原子力発電所事故により原子炉建屋から発生している汚染水(以下、「滞留水」という)をサイトバンカ建屋内から通常時において滞留水の貯留用に使用しているプロセス主建屋への移送を実施した^注。4 月 11 日、プロセス主建屋水位が低下していること及びサイトバンカ建屋水位が上昇していることを確認した。事業者は、プロセス主建屋から滞留水の貯留をしない、サイトバンカ建屋及び焼却工作建屋の両建屋への移送ポンプが運転していたことからプロセス主建屋の滞留水が焼却工作建屋に流入したことを確認した。事業者は、焼却工作建屋へ非常時の際に滞留水を移送することを考えていたが、当該建屋が滞留水を貯留するための性能を有しているか確認及び評価をまだ行っていなかった。このため事業者は本事象を、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたものと判断した。また、事業者は焼却工作建屋の焼却建屋側で約 165m³、工作建屋側で約 38m³ 流入したと推定している。</p> <p>平成 26 年 6 月 30 日に事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、その後、当該報告を確認し、平成 27 年度第 3 回原子力規制委員会（平成 27 年 4 月 15 日）において、懸念すべき環境汚染はなかったこと、当面使用しない移送ポンプの電源切り離し等の再発防止対策が完了していること等の評価を決定した。</p> <p>注：通常の発電所では水をタンクに貯留するが、福島第一ではタンク代わりに使用している建屋がある。</p>	— ^{※2}
H26.6.9	東京電力福島第一原子力発電所	<p>【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 26 年 6 月 2 日、4000 トン鋼製角形タンク群（汚染水タンクの堰内に溜まった雨水等を貯留するタンク）にある 2 つのタンクの側面上部にあるボルト部各 1 箇所から貯留水が堰内に漏えいしていることが発見された。また、堰の排水弁が開となっていたため漏えい水の一部が堰外へも漏えいしていることが確認された。事業者は貯留水が堰外に約 3.5m³ 漏えいしたと推定している。平成 26 年 12 月 17 日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、その後、当該報告を確認し、平成 27 年度第 3 回原子力規制委員会（平成 27 年 4 月 15 日）において、懸念すべき海洋汚染はなかったこと、雨水処理設備の運用開始等の再発防止対策が完了していること等の評価を決定した。</p>	— ^{※2}

H26.9.17	東京電力福島第一原子力発電所	<p>【実施計画で定める設備等に要求される機能を有していない事象】</p> <p>平成26年9月4日、G4タンクエリアにあるRO濃縮水タンクの連結弁からRO濃縮水が漏えいしていることが確認された。当該連結弁を分解点検した結果、弁を貫通するひび割れが確認されたため、事業者は東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画で定める要求機能(汚染水処理設備等は漏えいを防止できること)を有していないと判断した。</p> <p>なお、事業者はRO濃縮水の堰外への漏えいはないことを確認し、RO濃縮水が約1L漏えいしたと推定している。</p> <p>平成27年3月31日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。</p>	—※2
H26.12.17	東京電力福島第一原子力発電所	<p>【管理区域内での放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成26年12月17日、多核種除去設備により、H-3を除く放射性物質を除去した処理水を、新たに竣工したJ6タンクエリアにあるA1タンクへ移送しようとしたところ、移送配管と接続している施工中の分岐配管(片側が開放している配管)から、当該処理水が漏えいした。事業者は調査等により、移送配管の施工図面を誤認して作成した間違った操作手順書により当該処理水を移送したため漏えいが発生したものとしている。事業者は当該処理水が約6m³漏えいしたと推定している。</p> <p>平成27年3月31日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。</p>	—※2
H27.2.22	東京電力福島第一原子力発電所	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成27年2月22日、構内側溝排水放射線モニタの高高警報が発生した。調査の結果、事業者は排水路内に汚染された水が流入し、管理区域外である発電所港湾内に流出したと判断した。事業者は流出した全β放射エネルギーを約4×10⁸Bq(暫定値)と評価している。平成27年3月31日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。</p>	—※2
(2) 研究開発段階にある原子炉施設			
(3) 試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質使用施設			
H26.9.11	独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センターJMTR(材料試験炉)	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成26年9月11日10時20分、非管理区域である第3排水系貯槽(Ⅱ)建屋において水たまりがあることを発見した。事業者は当該水の測定・分析の結果、汚染があること及びCo-60が含まれることを確認したが、当該水が漏えいした経路を確認していたため、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14及び核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10に係る通報が21時17分と遅れた。事業者は、漏えい経路を地下の</p>	※3

		<p>液体廃棄物貯槽の水位が上昇したため点検孔等から漏えいしたと推定した。また、漏えいした水の総量は約 26L と推定している。</p> <p>平成 26 年 12 月 25 日及び平成 27 年 3 月 10 日に事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成 27 年 3 月 31 日現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。</p>	
(4)	<p>その他原子力施設 (加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設)</p>		

表 21 放射線障害防止法に基づく報告を受けた事故・故障等一覧（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

発生日※1	事業者名	概要	INES
H26.12.24	株式会社旭プレジション	<p>【管理区域外への放射性物質の漏えい事象】</p> <p>平成 26 年 12 月 17 日、原子力規制庁は(株)旭プレジションの立入検査を実施した際、同社の放射線管理が適切に実施されていないことを確認した。このため、原子力規制庁は、事業者管理区域内外の汚染検査を実施するよう指示した。12 月 24 日、汚染検査の結果、管理区域外（出入口床面）に放射性同位元素（ニッケル 63 及びトリチウム）の汚染があることが判明した。</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日現在、事業者は管理区域外への汚染範囲の特定及び除染作業を行うとともに、当該事象の原因等を調査中。</p>	※3
H26.12.25	株式会社 HMS	<p>【放射性物質の所在不明】</p> <p>平成 26 年 12 月 25 日、株式会社 HMS 千葉作業所（千葉市内の造成工事現場の事務所）において 12 月 18 日から水分・密度計に使用する放射性同位元素（コバルト 60 とカルフォルニウム 252）が装着された線源棒が所在不明となっている旨の連絡を受けた。同社は当該作業所や造成工事現場など搜索したが発見できなかったため、当該事象を千葉県警察本部に届けるとともに、引き続き所在不明となった線源棒を造成工事現場で搜索することとした。</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日現在、同社は当該線源棒を搜索中。</p>	※3

※1 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく報告のあった日を発生日として記載。

※2 INES 評価の対象外

※3 現在、INES 評価を適切に実施する上で必要な情報について事業者に対して報告を求めている。

付章 平成 26 年度の活動実績（資料）

第1節 原子力規制委員会の開催実績

原子力規制委員会は、原則として委員会を公開で行う方針の下、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに 65 回（定例会議 47 回、臨時会議 18 回）の委員会を開催し、76 件の原子力規制委員会決定（以下、「委員会決定」という。）を行った。原子力規制委員会における審議等事項及び委員会決定は、表 22 及び表 23 のとおりである。

表 22 原子力規制委員会の開催実績（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

回	月日	審議等事項
1	4. 2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会業務継続計画について 日本原子力発電東海第二発電所における核物質防護規定遵守義務違反について 原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の策定について 平成 26 年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について 保安検査のあり方について（中間報告その 3） 原子力の安全に関する条約第 6 回検討会合の結果概要 ハーグ核セキュリティサミット及びサイドイベント出張報告
2	4. 9	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について 日本の OECD 加盟 50 周年記念における OECD/NEA 会議について
3 ※1	4.11	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考について
4	4.16	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命等について 東京電力福島第一原子力発電所における滞留水の移送先として計画されていない建屋へ滞留水を移送した件について 高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に係る原子炉等規制法に基づく命令に対する日本原子力研究開発機構の対応状況について 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の記載の適正化について
5	4.23	<ul style="list-style-type: none"> 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対する意見募集の実施について IAEA の総合的規制評価サービス（IRRS）の受入れに向けた対応について 原子力規制委員会年次報告の閣議決定・国会報告について 平成 25 年度第 4 四半期における専決処理について
6	5. 2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の運転経験反映のための取組について 原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について 核燃料施設等における新規制基準適合性審査の状況について 発電用原子炉施設に係る工事計画認可の審査及び使用前検査の進め方について 東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る溶接検査の運用について 国際原子力規制者会議（INRA）の結果概要について

回	月日	審議等事項
7	5.14	<ul style="list-style-type: none"> ・「NRA 技術報告」の作成等について ・平成 25 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況について ・平成 26 年度の保安検査の実施方針について
8	5.21	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力株式会社「女川原子力発電所保安規定変更認可申請」（1号炉の高経年化技術評価等）の認可について ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について（原子炉設置変更許可関係） ・福島第一原子力規制事務所における活動状況について
9	5.28	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度原子力規制委員会年次報告について ・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について
10	6. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「電源系統の設計における脆弱性」に係る対応方針について ・原子力規制委員会マネジメントシステム構築の方針について ・凍土方式遮水壁に係る実施計画の審査状況について
11	6.11	<ul style="list-style-type: none"> ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等の制定等について ・空間線量率の分布状況及びその推移について（サーベイメータによる地上での空間線量率の測定） ・発電用原子炉施設保安検査実施要領の制定について ・東京電力福島第一原子力発電所における 4000 トンノッチタンク群から堰外への漏えいについて
12	6.18	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正（案）等に対する意見募集について ・平成 25 年度核物質防護検査等の実施結果について ・国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービスについて（公式準備会合の開催） ・東北電力東通原子力発電所 1 号機の適合性審査の進め方について
13 ※2	6.24	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可について
14	6.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針について ・東京電力「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更（敷地境界線量等）の認可について ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等の制定等について（修正版）
15	7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力株式会社女川原子力発電所第 1 号機原子炉建屋天井クレーンの損傷に関する法令報告に対する評価について ・九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」（1号炉の高経年化技術評価等）の審査状況について ・日本機械学会溶接規格に係る技術評価の実施について
16	7. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正等について ・国際原子力機関（IAEA）による「2013 年版保障措置声明」の公表及び我が国における保障措置活動の実施結果について ・東京電力福島第一原子力発電所 2、3 号機海水配管トレンチ建屋接続部止水工事の進捗及び課題について

回	月日	審議等事項
17	7.16	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について 国際アドバイザーからの助言について
18	7.30	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度第1四半期における専決処理について 米国政府機関等との意見交換等の出張報告について アメリカ地震工学会第10回大会（10th National Conference on Earthquake Engineering）への出席結果報告について
19	8.6	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正等について 実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（案）及び実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド（案）に対する意見募集の実施について 東京電力福島第一原子力発電所の外部事象に対する防護の検討について 平成26年度第1四半期の保安検査の実施状況について
20	8.20	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害事前対策等に関する検討チームの再開について 長半減期低発熱放射性廃棄物（CSD-B及びCSD-C）の輸送時の核物質防護区分等について 北陸電力志賀原子力発電所2号機の適合性審査の進め方について 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームについて
21	8.27	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更（増設多核種除去設備の設置）の認可について 平成25年度実施施策に係る政策評価書等について 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る事業者との意見交換について 核燃料施設等における新規基準適合性審査の状況について
22	9.3	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会マネジメントシステム規程（案）及び関連内規の一部改正（案）について 平成26年度原子力総合防災訓練計画に関する意見について 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第2回合同審査会の実施状況報告について 「空気と水の相互作用による消火系配管内部での腐食」に係る対応方針について 平成27年度原子力規制・防災対策の重点について 職員の人材育成に係る施策の進め方について
23	9.10	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について 第7回日中韓原子力安全上級規制者会合の結果概要について
24 ※3	9.12	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定遵守義務違反について

回	月日	審議等事項
25	9.17	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（案）及び実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド（案）に対する意見募集の結果について ・日本機械学会 設計・建設規格の規定の誤りを踏まえた対応について ・原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの一部改正について ・平成 25 年度安全研究成果及び平成 26 年度安全研究計画に関する年次評価結果について ・再処理施設における 1 相開放故障への対応について ・東京電力株式会社「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更（凍土遮水壁の造成に関する地下埋設物の貫通施工工事等）の認可について
26 ※4	9.17	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等（案）の制定について
27 ※4	9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等（案）の制定について
28	9.19	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名について
29	9.24	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制の充実・強化のための関係政令の改正について ・東京電力福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について ・高速増殖原型炉もんじゅに係る保安規定変更認可について ・東京電力福島第一原子力発電所における RO 濃縮水タンク連結弁のひび割れについて ・原子力施設に係る平成 25 年度放射線管理等報告について
30	10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制の充実・強化のための原子力規制委員会組織規則の改正について ・災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の一部改正について ・新委員就任後の各種検討会合等の体制について ・敷地内破砕帯の評価に関するピア・レビュー会合の座長の交代について ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対する意見募集について ・高性能多核種除去設備の設置等に係る福島第一原子力発電所特定原子力施設実施計画の変更認可について ・東京電力株式会社「柏崎刈羽原子力発電所保安規定変更認可申請」（1 号炉の高経年化技術評価書等）に対する審査について ・国際原子力機関（IAEA）総会時における国際原子力規制者会議（INRA）や各種二国間会合等の結果概要について ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第 5 回国別報告について

回	月日	審議等事項
31	10. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書（案）について ・核燃料物質の使用者における法令に基づく手続きの不備及び原子力規制庁における不適切な対応について ・原子力規制委員会組織令等の改正に伴う原子力規制委員会防災業務計画の改正について ・緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用について ・独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の変更について ・第 2 回目 規制当局間会合の結果概要について
32	10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構改革報告について ・電力システム改革（電力自由化）と原子力発電について ・実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請に係る取扱いについて ・地方放射線モニタリング対策官事務所の開所について
33	10.22	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組に係る意見交換の開催について ・平成 26 年度第 2 四半期における専決処理について
34	10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について ・「緊急時モニタリングセンター設置要領」に関する報告について ・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討について ・平成 26 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について ・IAEA（国際原子力機関）の INSAG（国際原子力安全諮問グループ）及び ITAG（IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故包括的報告書に関する諮問委員会）の結果概要について ・米国地質学会（The Geological Society of America）の 2014 年大会（GSA2014）への参加報告について
35	10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について
36	11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見募集について ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について
37 ※5	11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素によって汚染された物の処分について
38	11.12	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について ・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」（1 号炉の高経年化技術評価等）の認可について ・防潮堤に作用する津波波力に関する安全研究について（中間報告） ・九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号炉及び 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて ・国際原子力機関・安全基準委員会（IAEA/CSS）会合の結果概要について
39 ※5	11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素によって汚染された物の処分について

回	月日	審議等事項
40	11.19	・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則等の制定等について
41	11.26	・特定原子力施設（福島第一原子力発電所）の施設定期検査の実施状況について ・3号機ガレキ撤去作業（平成25年8月）に伴う放射性物質の敷地外への降下量について
42	11.26	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について
43	12. 3	・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告（平成25年度、26年度上半期に原子力事業者が実施した訓練結果の評価） ・敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について
44 ※6	12. 8	・原子力規制委員会の特定秘密保護法への対応について
45	12.10	・緊急作業時の被ばくに関する規制について ・東京電力福島第一原子力発電所汚染水貯留設備 RO 濃縮水貯槽からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について ・東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故・故障等に対する INES（国際原子力・放射線事象評価尺度）の適用について ・原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チームのメンバー追加について ・国際原子力機関（IAEA）・国際労働機関（ILO）共催「職業被ばくに関する国際会議」への出席及び IAEA 環境研究所の訪問の結果について
46	12.17	・関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について ・日本機械学会溶接規格の技術評価及び設計・建設規格等の規定の誤りを踏まえた対応について ・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討の進め方について ・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所及び大洗研究開発センター（北地区）JMTR に対する平成26年度保安検査で確認された事案への対応について
47	12.24	・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討の進め方について ・平成26年度原子力総合防災訓練の実施結果について ・東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備処理水の移送配管からの漏えいについて ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスク低減目標マップ（仮称）について
48	1. 7	・民間規格の技術評価の実施に係る計画の見直しについて ・日本機械学会「維持規格」及び日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」に係る技術評価の実施について（案）
49	1.13	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について
50	1.14	・原子力規制委員会「核セキュリティ文化に関する行動指針」の策定について ・特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて ・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」（3号炉の高経年化技術評価等）の審査状況について ・平成26年度補正予算案及び機構定員案について

回	月日	審議等事項
51	1.21	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標の策定について ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 27 年 1 月版）（案）について ・東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設の本格運転）に係る審査について ・緊急時モニタリングに係る動員計画について ・平成 27 年度予算案及び機構定員案について
52	1.28	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所に係る事故故障等の報告基準の見直しについて ・報告徴収命令に基づく国立大学法人京都大学からの報告について ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 3 回合同審査会の実施状況報告について ・原子力規制委員会女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画の報告について ・平成 26 年度第 3 四半期における専決処理について
53	1.28	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について
54 ※3	1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定遵守義務違反について
55	2. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の中期目標（案）について ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正等について ・平成 26 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について
56	2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について ・原子力規制委員会の中期目標（案）について ・フィンランド原子力規制機関（STUK）・スウェーデン原子力規制機関（SSM）・国際原子力機関（IAEA）訪問及びフィンランド・スウェーデンの原子力施設訪問について ・学協会（日本機械学会、日本原子力学会及び日本電気協会）との今後の学協会規格策定に関する意見交換について
57	2.18	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構の中期計画の変更について ・日本原子力研究開発機構の次期中長期計画について ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 27 年 2 月版）（案）について ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正等及びそれに伴う意見募集の実施について ・国際アドバイザーからの助言について
58	2.25	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家による安全研究の技術評価について ・運転責任者判定のための方法・実施体制等に係る確認について ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について ・核燃料施設等における新規制基準適合性審査の状況について ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における排水路からの管理区域外への漏えいについて
59	3. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について

回	月日	審議等事項
60	3. 4	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則の改正並びにそれに伴う意見募集の実施について 原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チームについて 高速増殖原型炉もんじゅにおける原子炉等規制法に基づく保安措置命令及び保安規定変更命令に係る報告等に関する確認状況について 原子力規制委員会の取組の公表について 国際原子力機関（IAEA）東京電力福島第一原子力発電所事故に係る包括的報告書に関する諮問委員会（ITAG：International Technical Advisory Group）第 5 回会合に関する結果報告について
61 ※3	3. 6	<ul style="list-style-type: none"> 国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションの受入れ結果について
62	3.11	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について 原子力規制委員会平成 27 年度年度重点計画（案）について 平成 27 年度原子力規制委員会事後評価実施計画及び平成 27 年度原子力規制委員会の政策体系について
63	3.18	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所第 1 号機の工事の計画の認可について 原子力施設等の事故・故障に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について 三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明申請」に関する審査について 米国出張報告について
64	3.18	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について（中部電力株式会社）
65	3.25	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会平成 27 年度年度重点計画（案）について 国立研究開発法人審議会の設置のための関係政令等の改正等について 平成 27 年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について 日本原子力発電株式会社敦賀発電所敷地内破砕帯の評価について 東北電力株式会社東通原子力発電所敷地内破砕帯の評価について

※1 平成 26 年度第 3 回は、当該審議会における審査委員の選考を行うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、会議を公開せずに実施。

※2 平成 26 年度第 13 回は、当該法人における人事選考を行うため、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該法人の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、会議を公開せずに実施。

※3 平成 26 年度第 24 回、第 54 回及び第 61 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあるものであることから、会議を公開せずに実施。

- ※4 平成26年度第26回及び第27回は、特定重大事故等対処施設のテロ対策に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招く等、公共の安全と維持に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、会議を公開せずに実施。
- ※5 平成26年度第37回及び第39回は、放射線施設の管理に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、犯罪行為を企図する者等に知られることで、公共の安全を害するおそれがあるものであることから、会議を公開せずに実施。
- ※6 平成26年度第44回は、テロリズムの防止に関する情報等の厳格な管理を行っている情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になることにより、外国との信頼関係が損なわれるおそれ又は原子力発電所等の管理に支障をきたし公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、会議を公開せずに実施。

表 23 原子力規制委員会決定一覧（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

決定日	委員会決定
4. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会業務継続計画（首都直下地震対策）の制定 ・原子力規制委員会業務継続計画（新型インフルエンザ等対策）の制定 ・核物質防護規定の遵守について（注意）
4.16	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命 ・原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等の一部改正
5. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設に係る工事計画認可の審査及び使用前検査の進め方
5.21	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可
5.28	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度原子力規制委員会年次報告
6. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・米国情報「電源系統の設計における脆弱性」に係る報告の指示
6.11	<ul style="list-style-type: none"> ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等の制定 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示の制定 ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則等の制定 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示の制定
6.24	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可
6.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針 ・東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に設置される実施計画の変更認可
7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力株式会社女川原子力発電所第 1 号機における原子炉建屋天井クレーン走行部の損傷に係る同社からの報告に対する評価
7. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉およびその附属施設の位置、構造および設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則に解釈の一部改正 ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正
7.16	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1 号及び 2 号発電用原子炉施設の変更）に関する意見聴取
8. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）」<第 1 編 軽水炉規格>（JSME S NC1-2012）に関する技術評価書の策定 ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書に関する技術評価書の策定 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 ・実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈の制定
8.27	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度実施施策に係る政策評価書

決定日	委員会決定
	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可（増設多核種除去設備の設置、除去性能に係る確認試験の実施） ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に設置される実施計画の変更認可
9. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会マネジメント規程の制定 ・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正 ・平成26年度原子力総合防災訓練計画に関する意見
9.10	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）
9.12	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定の遵守について（注意）
9.17	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドの制定 ・実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイドの制定
9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定
9.24	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府本府組織令等の一部を改正する政令案について（協議） ・福島第二原子力発電所に対する立入検査の実施について（通知）
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則
10. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収（国立大学法人京都大学工学部放射実験室） ・東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書 ・原子力規制委員会防災業務計画の修正 ・独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（協議）
10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請について（指示）
10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正
11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第28条第6項に基づく命令
11.12	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 ・関西電力株式会社高浜原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可
11.19	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の制定 ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）等の一部を改正する告示の制定
12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会特定秘密保護規程 ・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正
12.10	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水貯留設備 RO 濃縮水貯槽からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等
12.17	<ul style="list-style-type: none"> ・日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格」＜第Ⅰ編 軽水炉規格＞に係る報告 ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見聴取
1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会「核セキュリティ文化に関する行動指針」の策定

決定日	委員会決定
1. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設の本格運転）に係る審査について ・福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の変更認可
1. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の使用に係る法令の遵守について（注意）
1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定の遵守について（注意）
2. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版/2013年追補）」（JSME S NB1-2012/2013）に関する技術評価書の策定 ・日本機械学会「JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版（2013年追補含む））〈第 I 編 軽水炉規格〉（JSME S NC1-2012/2013）正誤表」（平成26年12月5日付け）に関する技術評価書の策定 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正
2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会第1期中期目標 ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更について（協議）
3. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度原子力規制委員会事後評価実施計画
3. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の工事の計画の認可について ・原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について
3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会平成27年度年度重点計画 ・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令について（協議） ・原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令について（協議） ・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

第2節 各種検討会合等の実績

審議会等

- 原子炉安全専門審査会
- 核燃料安全専門審査会
- 放射線審議会
- 旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会

審査会合

- 新規規制基準適合性に係る審査会合（原子力発電所・核燃料施設・高経年化）

各種検討チーム

- 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム
- 原子力災害事前対策等に関する検討チーム
- 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム
- 設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム
- 溶接規格の技術評価に関する検討チーム
- 原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム
- 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

特定の調査・検討会

- 核セキュリティに関する検討会
- 特定原子力施設監視・評価検討会
- 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会
- 技術情報検討会
- 技術評価検討会

その他

- 原子力事業者防災訓練報告会
- 原子力規制委員会政策評価懇談会
- 原子力規制委員会平成25年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会及び旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会を置くこととされている。また、個別の原子力安全規制等については、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から構成される検討会合等を立ち上げ、公開の場で議論を行った。審議会委員、外部有識者等の選定に当たっては、中立性・公平性を担保するため、必要に応じてその要件等を定めた。

1. 原子炉安全専門審査会

平成 26 年 2 月 5 日の委員会にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。当該決定を踏まえ、平成 26 年 4 月 16 日の委員会において審査委員の任命について決定し、5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。その後も開催を続け、平成 26 年度は計 4 回の合同審査会を開催した。

委員	岡本 満喜子	国立大学法人長岡技術科学大学大学院技術経営研究科准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	代谷 誠治	国立大学法人京都大学名誉教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	中川 聡子	東京都市大学工学部教授
	中島 健	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシュアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネジャー

2. 核燃料安全専門審査会

平成26年2月5日の委員会にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。当該決定を踏まえ、平成26年4月16日の委員会において審査委員の任命について決定し、5月12日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第1回合同審査会を開催した。その後も開催を続け、平成26年度は計4回の合同審査会を開催した。

委員	浅沼 徳子	東海大学工学部准教授
	大江 俊昭	東海大学工学部教授
	岡本 満喜子	国立大学法人長岡技術科学大学大学院技術経営研究科准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	田中 知	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授 (第2回まで参加)
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	森山 裕丈	国立大学法人京都大学原子炉実験所所長
	山中 伸介	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科教授
	米岡 優子	ロイドレジスタークオリティアシユアランスリミテッドテクニカルオペレーションマネジャー

3. 放射線審議会

平成 26 年 3 月 13 日の原子力規制委員会において、放射線審議会委員の任命について決定し、4 月 4 日に第 127 回総会、9 月 4 日に第 128 回総会、11 月 17 日に第 129 回総会をそれぞれ開催した。

委員	上叢 義朋	(独) 理化学研究所仁科加速器研究センター安全業務室長
	神谷 研二	広島大学副学長(復興支援・被ばく医療担当)、福島県立医科大学副学長
	神田 玲子	(独) 放射線医学総合研究所放射線防護研究センター規制科学研究プログラムサブリーダー
	杉村 和朗	神戸大学大学院医学研究科教授、同学長補佐(先端医療担当)
	富樫 かおり	京都大学大学院医学研究科教授
	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授
	二ツ川 章二	(公社) 日本アイソトープ協会専任理事
	山口 泰弘	(独) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所副所長

4. 旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会

原子力規制委員会が平成26年度に所管した原子力安全基盤機構について業務実績に関する評価等を行うため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等に基づき、外部有識者から成る原子力規制委員会旧独立行政法人評価委員会を平成26年3月1日に設置し、平成26年度において計3回の同評価委員会を開催した。なお、本委員会は、平成27年3月31日をもって廃止された。

委員	遠藤 怜	(株) ジャムコ顧問
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員
	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授

5. 新規制基準適合性に係る審査会合

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、平成 26 年度において原子力発電所については計 113 回、核燃料施設等については計 40 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、平成 26 年度は計 4 回開催した。

原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 141 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 138 回まで参加)
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制部長
	山本 哲也	審議官 (第 136 回まで参加)
	山田 知穂	審議官 (第 136 回まで「技術基盤課長」として参加)
	山形 浩史	安全規制管理官 (PWR 担当) (第 182 回まで「安全規制管理官 (BWR 担当)」として参加)
	青木 一哉	安全規制管理官 (BWR 担当) (第 182 回まで「安全規制調整官」として参加)
	市村 知也	安全規制管理官 (PWR 担当) (第 182 回まで参加)
	小林 勝	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)
	小野 祐二	安全規制調整官
	浦野 宗一	安全規制調整官
	宮本 久	安全規制調整官
	森田 深	安全規制調整官
	大浅田 薫	安全規制調整官

核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員 (第 30 回から参加)
	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 29 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 11 回まで参加)
	更田 豊志	原子力規制委員会委員 (第 27 回まで参加)
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制部長
	大村 哲臣	審議官
	黒村 晋三	安全規制管理官 (新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)
	石井 康彦	安全規制管理官 (再処理・加工・使用担当)
	小林 勝	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)
	杉山 和幸	安全管理調査官
	小川 明彦	安全規制調整官
	長谷川 清光	安全規制調整官
	森田 深	安全規制調整官
	大浅田 薫	安全規制調整官

原子力発電所の高経年化技術評価等に係る適合性審査

原子力規制庁	大村 哲臣	審議官
	川内 英史	首席技術研究調査官
	大高 正廣	上席技術研究調査官
	坂内 俊洋	安全規制調整官

6. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム

廃炉等に伴い発生する放射性廃棄物に係る規制基準等の整備の検討を進めるため、平成 26 年度第 47 回原子力規制委員会（平成 26 年 12 月 24 日）において田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを設置し、平成 26 年度において計 3 回の検討チームを開催した。

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	山元 孝広	(独)産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 総括研究主幹
放射線医学総合研究所	川口 勇生	放射線防護研究センター規制科学研究プログラム研究員
日本原子力研究開発機構	田中 忠夫	安全研究センター環境安全研究ユニット長
	武田 聖司	安全研究センター環境安全研究ユニット環境影響 評価研究グループ長
	前田 敏克	安全研究センター研究主幹
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	大村 哲臣	審議官
	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	青木 昌浩	技術基盤課長
	前川 之則	安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）
	内田 雅大	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）付首席技術研究 調査官

7. 原子力災害事前対策等に関する検討チーム

原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされており、平成26年10月2日に原子力災害事前対策等に関する検討チームを再開し、平成26年度において計4回の検討チームを開催した。

原子力規制委員会委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	本間 俊充	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター センター長
	渡邊 憲夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター 規制情報分析室長
	立崎 英夫	(独) 放射線医学総合研究所 REMAT 医療室長
	木村 秀樹	青森原子力センター 所長
	梶本 和義	高エネルギー加速器研究機構 教授
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	平井 興宣	放射線防護対策部長 (第8回まで参加)
	片山 啓	核物質・放射線総括審議官 (第9回から参加)
	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	森下 泰	放射線防護対策部 原子力防災政策課長 (第8回まで参加)
	荒木 真一	原子力災害対策・核物質防護課長 (第8回まで「監視情報課長」として参加)
	今井 俊博	原子力事業者防災・訓練推進チーム長
	南山 力生	監視情報課長 (第9回から参加)
	前川 素一	佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所 所長
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント)
	鈴木 健彦	原子力災害対策・核物質防護課企画官
	藤元 憲三	原子力災害対策・核物質防護課技術参与 (第8回まで「原子力防災政策課技術参与」として参加)
	齊藤 実	原子力災害対策・核物質防護課技術参与
	宮木 和美	原子力災害対策・核物質防護課上席防災専門官 (第8回まで「原子力防災政策課上席防災専門官」として参加)

8. 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム

平成 26 年度は、相談員制度について、内閣府原子力被災者生活支援チームの取組と現状、関係自治体の相談員制度に関する取組と現状等について意見交換を行った。

原子力規制委員会委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
外部有識者	明石 真言	独立行政法人放射線医学総合研究所理事
	春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
	丹羽 太貴	福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター 国際連携部門特命教授
	星 北斗	公益財団法人星総合病院理事長
原子力規制庁	森口 祐一	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
	森本 英香	次長
	角田 英之	放射線対策・保障措置課長
	荒木 真一	監視情報課長

9. 設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム

日本機械学会の「発電用設備規格 設計・建設規格<第Ⅰ編 軽水炉編>」2012年版及び「発電用設備規格 材料規格」2012年版の技術評価書案の検討を行うため、更田委員及び外部専門家等から成る検討チームを編成し、平成26年度において計1回の検討チームを開催した。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院原子力安全系教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財) 発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター副所長
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ユニット 材料・水化学研究グループリーダー
原子力規制庁	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	山田 知穂	技術基盤課長
	増原 康博	技術基盤課企画官

10. 溶接規格の技術評価に関する検討チーム

日本機械学会の「発電用設備規格 溶接規格」2012年版／2013年追補の技術評価書案の検討を行うため、更田委員及び外部専門家等から成る検討チームを編成し、平成26年度において計4回の検討チームを開催した。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院原子力安全系教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	塚本 進	(独)物質・材料研究機構 外部連携部門 研究連携室 NIMS 特別研究員
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財)発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター副所長
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ユニット 材料・水化学研究グループリーダー
	勝山 仁哉	安全研究センター材料・構造安全研究ユニット 構造健全性評価研究グループ 研究副主幹
原子力規制庁	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	青木 昌浩	技術基盤課長 (第4回から参加)
	山田 知穂	技術基盤課長 (第3回まで参加)
	増原 康博	技術基盤課企画官

11. 原子炉構造材の監視試験方法の技術評価に関する検討チーム

日本電気協会の「原子炉構造材の監視試験方法」2013年追補版の技術評価書案の検討を行うため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを編成し、平成26年度において計3回の検討チームを開催した。

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	笠田 竜太	京都大学エネルギー理工学研究所准教授
	関東 康祐	茨城大学工学部機械工学科教授
	森下 和功	京都大学エネルギー理工学研究所准教授
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ユニット 材料・水化学研究グループリーダー
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	青木 昌浩	技術基盤課長
	増原 康博	技術基盤課企画官

12. 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

巨大噴火に関連した火山学上の知見の整理を行うべく、平成 26 年度第 20 回原子力規制委員会（平成 26 年 8 月 20 日）において検討チームを設置し、平成 26 年度において計 5 回の検討チームを開催した。

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 3 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 2 回まで参加)
外部専門家	井口 正人	京都大学防災研究所火山活動研究センター教授 (第 3 回から参加)
	石原 和弘	京都大学名誉教授
	石渡 明	東北大学東北アジア研究センター教授 (第 2 回まで参加)
	篠原 宏志	(独) 産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 首席研究員
	島崎 邦彦	東京大学名誉教授 (第 3 回から参加)
	清水 洋	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究 センター長 (第 3 回から参加)
	棚田 俊收	(独) 防災科学技術研究所観測・予測研究領域総括 主任研究員
	中田 節也	東京大学地震研究所教授
	藤井 敏嗣	東京大学名誉教授
オブザーバー	北川 貞之	気象庁地震火山部火山課長
	飛田 幹男	国土地理院地理地殻活動研究センター地理地殻活動 総括研究官
	矢島 広樹	海上保安庁海洋情報部技術・国際課火山調査官
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	櫻田 道夫	原子力規制部長
	小林 勝	安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）
	森田 深	安全規制調整官
	安池 由幸	安全技術管理官（地震・津波担当）付専門職

13. 敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合

敦賀発電所の敷地内破碎帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成 26 年度において計 5 回の追加調査評価会合及びピア・レビュー会合を開催した。また、平成 27 年 3 月 25 日の原子力規制委員会に評価書を報告した。

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 5 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 4 回まで参加)
外部有識者	鈴木 康弘	名古屋大学減災連携研究センター教授
	堤 浩之	京都大学大学院理学研究科准教授
	藤本 光一郎	東京学芸大学教育学部准教授
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

14. 東北電力東通原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合

東北東通原子力発電所の敷地内破碎帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成 26 年度において計 4 回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催した。また、平成 27 年 3 月 25 日の原子力規制委員会に評価書を報告した。

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 11 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 10 回まで参加)
外部有識者	栗田 泰夫	(独) 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ上級主任研究員
	金田 平太郎	千葉大学大学院理学研究科准教授
	熊木 洋太	専修大学文学部教授
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所教授

15. 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

美浜原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合を立ち上げ、平成 26 年度において計 2 回の評価会合を開催した。

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 3 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 2 回まで参加)
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基礎工学科准教授
	竹内 章	富山大学大学院理工学研究部教授
	水野 清秀	(独)産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループ上級主任研究員
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

16. 志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合

志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合を立ち上げ、平成 26 年度において計 4 回の評価会合を開催した。

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第 3 回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第 2 回まで参加)
外部有識者	重松 紀生	(独) 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 地震テクトニクス研究グループ 主任研究員
	廣内 大助	信州大学教育学部教授
	藤本 光一郎	東京学芸大学教育学部准教授
	吉岡 敏和	(独) 産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 活断層評価研究グループ 上級主任研究員

17. 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合

高速増殖原型炉もんじゅの敷地内破碎帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合を立ち上げ、平成26年度において計2回の評価会合を開催した。

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第2回から参加)
	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員 (第1回まで参加)
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基礎工学科准教授
	竹内 章	富山大学大学院理工学研究部教授
	堤 浩之	京都大学大学院理学研究科地球物理学教室准教授
	水野 清秀	(独)産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループ上級主任研究員

18. 核セキュリティに関する検討会

我が国の核セキュリティの強化を着実に推し進めるとともに、核セキュリティに関する国際貢献にも取り組むため、原子力規制委員会委員及び外部有識者等から成る検討会を設置し、平成 26 年度において計 1 回の検討会を開催した。個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループについては、平成 26 年度に計 3 回のワーキンググループを開催した。放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループについては、第 3 回核セキュリティに関する検討会（平成 26 年 8 月 1 日）において設置され、平成 26 年度において計 2 回のワーキンググループを開催した。

核セキュリティに関する検討会

原子力規制委員会委員	大島 賢三	原子力規制委員会委員 (第 3 回まで参加)
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	元 (公財) 核物質管理センター理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
原子力規制庁	黒木 慶英	放射線防護対策部長 (第 3 回まで参加)
	森下 泰	原子力防災政策課長 (第 3 回まで参加)
	山口 寛峰	原子力防災政策課核セキュリティ・核物質防護室長

※第 3 回（平成 26 年 8 月 1 日）開催時点の構成員

個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員 (第4回から参加)
	大島 賢三	原子力規制委員会委員 (第3回まで参加)
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	元 (公財) 核物質管理センター理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官 (第4回から参加)
	黒木 慶英	放射線防護対策部長 (第3回まで参加)
	荒木 真一	原子力災害対策・核物質防護課長 (第4回から参加)
	森下 泰	原子力防災政策課長 (第3回まで参加)
	山口 寛峰	原子力災害対策・核物質防護課核セキュリティ・核物質防護室長 (第3回まで「原子力防災政策課核セキュリティ・核物質防護室長」として参加)

放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所主任研究官
	岩橋 修	(公財) 警察協会専務理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	元 (公財) 核物質管理センター理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官 (第2回から参加)
	平井 興宣	放射線防護対策部長 (第1回まで参加)
	角田 英之	放射線対策・保障措置課長
	島根 義幸	放射線対策・保障措置課放射線規制室長

19. 特定原子力施設監視・評価検討会

特定原子力施設に係る実施計画、東京電力福島第一発電所におけるリスク評価、1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方等について議論するため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る特定原子力施設監視・評価検討会を設置し、平成26年度において計14回の検討会を開催した。

また、特に東京電力福島第一原子力発電所の湾岸付近の地下水の汚染や海への流出に関する技術的な論点については、汚染水対策検討ワーキンググループにおいて議論しており、平成26年度において計1回のワーキンググループを開催した。

特定原子力施設監視・評価検討会

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員 (第27回から参加)
外部有識者	阿部 弘亨	東北大学金属材料研究所教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大津留 晶	福島県立医科大学教授
	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	高木 郁二	京都大学大学院工学研究科教授
	角山 茂章	会津大学教育研究特別顧問
	林 康裕	京都大学大学院工学研究科教授
	東 之弘	いわき明星大学科学技術学部教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	渡邊 明	福島大学大学院共生システム理工学研究科特任教授
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	山田 知穂	審議官 (第28回から参加)
	山本 哲也	審議官 (第27回まで参加)
	佐藤 暁	東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

汚染水対策検討ワーキンググループ

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	中山 真一	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター副センター長
	安原 正也	(独) 産業技術総合研究所地質調査総合センター主任研究員
原子力規制庁	山本 哲也	審議官 (第 13 回まで参加)
	荒木 真一	監視情報課長 (第 13 回まで参加)
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	山田 憲和	首席技術研究調査官

20. 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会

国会や政府等においてまとめられた事故調査報告書において検証等が必要とされている事項や、事故及びその後の対応によって受けた影響分析が必要と考えられる事項等について技術的な側面から検討を実施するため、更田委員及び外部有識者等による検討会を平成 25 年に設置し、平成 26 年度において計 1 回の検討会開催し、また、計 1 回の現地調査を行い、平成 26 年 10 月 8 日、中間報告書を取りまとめた。

原子力規制委員会 委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	橘高 義典	首都大学東京大学院教授
	久木田 豊	名古屋大学名誉教授
	高木 郁二	京都大学大学院教授
	高田 毅士	東京大学大学院教授
	奈良林 直	北海道大学大学院教授
日本原子力 研究開発機構	鬼沢 邦雄	安全研究センター研究計画調整室長代理
	丸山 結	安全研究センター シビアアクシデント評価研究グループリーダー
	与能本 泰介	安全研究センター原子炉安全研究ユニット ユニット長
	渡邊 憲夫	安全研究センター規制情報分析室長
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	平野 雅司	技術総括審議官
	山本 哲也	審議官 (第 6 回まで参加)
	小林 正英	安全技術管理官 (システム安全担当)
	山形 浩史	安全規制管理官 (BWR 担当) (第 6 回まで参加)

21. 技術情報検討会

原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、1～2か月に1回程度の頻度で更田委員を中心に技術情報検討会を開催しており、平成26年度において計6回の検討会を開催した。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	平野 雅司	技術総括審議官
	竹内 大二	原子力安全技術総括官
	櫻田 道夫	原子力規制部長
	山本 哲也	審議官 (第10回まで参加)
	大村 哲臣	審議官
	山田 知穂	審議官 (第10回まで「技術基盤課長」として参加)
	藤田 健一	国際室長
	青木 昌浩	技術基盤課長 (第11回から参加)
	小林 正英	安全技術管理官(システム安全) (第9回から参加)
	梶本 光廣	安全技術管理官(シビアアクシデント) (第9回から参加)
	内田 雅大	安全技術管理官(核燃料廃棄物) (第9回から参加)
	高松 直丘	安全技術管理官(地震・津波) (第9回から参加)
	佐藤 暁	原子力規制企画課長
	青木 一哉	安全規制管理官(BWR担当) (第13回から参加)
	山形 浩史	安全規制管理官(PWR担当) (第11回まで「安全規制管理官(BWR担当)」として参加)
	市村 知也	安全規制管理官(PWR担当) (第11回まで参加)
	澤田 敦夫	安全規制管理官(発電炉検査担当)
	黒村 晋三	安全規制管理官(新型炉・試験研究炉・廃止措置担当)
	石井 康彦	安全規制管理官(再処理・加工・使用担当)
	前川 之則	安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当) (第12回から参加)
南山 力生	安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当) (第10回まで参加)	
小林 勝	安全規制管理官(地震・津波安全対策担当)	
武山 松次	原子力災害対策・核物質防護課事故対処室長	
日本原子力研究開発機構	渡邊 憲夫	安全研究センター規制情報分析室長

22. 技術評価検討会

原子力規制委員会における安全研究に係る中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家から技術的評価を得るため、技術評価検討会を立ち上げ、平成 26 年度において計 8 回の検討会を開催した。

プラント安全技術検討会

外部専門家	功刀 資彰	京都大学大学院教授
	田中 伸厚	茨城大学教授
	鶴田 俊	秋田県立大学教授

燃料・材料技術検討会

外部専門家	有馬 立身	九州大学大学院助教
	兼松 学	東京理科大学准教授
	黒崎 健	大阪大学大学院准教授
	望月 正人	大阪大学大学院教授
	渡邊 英雄	九州大学准教授

シビアアクシデント技術検討会

外部専門家	飯本 武志	東京大学准教授
	笠原 直人	東京大学大学院教授
	村松 健	東京都市大学客員教授
	守田 幸路	九州大学大学院教授

核燃料廃棄物技術検討会

外部専門家	浅沼 徳子	東海大学准教授
	榎田 洋一	名古屋大学大学院教授
	木倉 宏成	東京工業大学准教授
	高木 郁二	京都大学大学院教授
	本間 俊司	埼玉大学大学院准教授
	村松 健	東京都市大学客員教授
	望月 正人	大阪大学大学院教授

地震・津波技術検討会

外部専門家	岩田 知孝	京都大学教授
	酒井 直樹	(独) 防災科学技術研究所主任研究員
	庄司 学	筑波大学大学院准教授
	古屋 治	東京都市大学准教授
	山中 浩明	東京工業大学大学院教授

23. 原子力事業者防災訓練報告会

原子力事業者が行っているサイト内の防災訓練について、相互に確認を行い、改善につなげることを目指し、更田委員を中心として、平成26年度において計1回の報告会を開催した。

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	平野 雅司	技術総括審議官
	山本 哲也	審議官
	大村 哲臣	審議官
	梶本 光廣	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	武山 松次	原子力防災政策課 事故対処室長
	今井 俊博	オンサイト緊急時対応推進チーム長

24. 原子力規制委員会政策評価懇談会

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。平成26年度において計1回の懇談会を開催した。

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科上席研究員
	城山 英明	東京大学政策ビジョン研究センター長、法学政治学 研究科教授
	鈴木 基之	東京大学名誉教授、東京工業大学監事
	田尾 健二郎	前国家公安委員、元広島高等裁判所長官
	町 亞聖	フリージャーナリスト

25. 原子力規制委員会平成26年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。平成26年度において計3回の外部有識者会合を開催した。

外部有識者	浅羽 隆史	白鷗大学法学部教授
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表
	田淵 雪子	行政経営コンサルタント